大気汚染防止に関する規制の手引き

大気汚染防止法

県民の生活環境の保全等に関する条例

豊田市の環境を守り育てる条例

平成２５年１月

環境部環境保全課

豊田市

目　　次

1　工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要…… 1

2　大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の体系…… 4
（1）大気汚染防止法
（2）県民の生活環境の保全等に関する条例（大気汚染防止に関する部分）
（3）届出の提出時期
（4）罰則

3　大気汚染物質の測定法一覧…… 10

4　主な用語解説…… 12
（1）大気汚染防止法のばい煙の排出基準
（2）ばい煙排出者、揮発性有機化合物排出者、特定粉じん排出者、特定施設、特定工事
（3）ばい煙量とばい煙濃度
（4）排出口
（5）総発熱量（高発熱量）と真発熱量（低発熱量）
（6）湿り排出ガス量と乾き排出ガス量
（7）「重油換算」と「重油の量への換算」の違い
（8）県条例のばい煙発生施設及び粉じん発生施設の法との関係
（9）小型ボイラーの排出基準
(10) 燃料の特徴
(11) 特定粉じん排出等作業

5　届出記入例…… 16
（1）ばい煙発生施設設置届出書（法）
（2）特定粉じん排出等作業実施届出書（法）

6　参考資料…… 23
（1）大気汚染に係る環境基準
（2）大気汚染に係る指針
（3）ばい煙量等測定記録表（法施行規則様式第 7）
（4）ばい煙濃度測定記録表（県条例施行規則様式第 25）
（5）石綿飛散防止対策の概要
（6）低 NOx 型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン
（7）愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱
（8）工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領
（9）ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針
(10) 工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針
(11) 豊田市の環境を守り育てる条例、規則

1　工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名			大気汚染防止法	県民の生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止便覧※参照ページ
ばい煙	硫黄酸化物（SOx）		1) 量規制（K値規制）（法第３条） 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値（量）を設定 許容排出量(Nm^3/h)＝$K\times10^{-3}\times He^2$ 一般排出基準 特別排出基準（名古屋区域及び衣浦区域のみ）**【豊田市内は適用されず】**	1) 量規制（K値規制）（県条例第６条） 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値（量）を設定 許容排出量(Nm^3/h)＝$K\times10^{-3}\times He^2$	P9 ～11
			2) 総量規制（法第５条の２）**【豊田市内は適用されず】** 総量削減計画に基づき地域・工場等ごとに設定（名古屋区域及び衣浦区域のみ）		P12 ～15
			3) 季節による燃料使用基準（法第15条）**【豊田市内は適用されず】** 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定（名古屋区域及び衣浦区域のみ）		P18
			4) 指定地域による燃料使用基準（法第15条の２）**【豊田市内は適用されず】** 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定（名古屋市の一部区域のみ）		P18
				2) 総排出量規制（県条例第26条、同第27条）**【平成17年３月31日における豊田市の区域に限る。】** 工場等ごとに設定	P12 ～17
	ばいじん		**濃度規制方式　施設・規模ごとの排出基準（濃度）（法第３条）** 0℃・1気圧の状態に換算した排出ガス$1m^3$当たりの許容限度（標準酸素濃度補正方式） 一般排出基準 特別排出基準（名古屋区域のみ）**【豊田市内は適用されず】**	**濃度規制方式　施設・規模ごとの排出基準（濃度）（県条例第６条）** 一般排出基準 上乗せ排出基準：名古屋地域とそれ以外の地域で分けて規定	P26 ～32 P33
	有害物質	カドミウム(Cd)カドミウム化合物	**濃度規制方式　施設ごとの排出基準（法第３条）** 有害物質の種類、施設ごとに0℃・1気圧の状態に換算した排出ガス$1m^3$当たりの許容限度		P34
		塩素(Cl_2)、塩化水素(HCl)			P34
		フッ素(F)、フッ化水素(HF)等			P34
		鉛(Pb)、鉛化合物			P34

※ 大気汚染防止便覧：大気汚染防止便覧　平成24年４月　愛知県環境部

物質名	大気汚染防止法	県民の生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止便覧※参照ページ
窒素酸化物（NOx）	1) 濃度規制方式　施設・規模ごとの排出基準（法第３条） 2) 総量規制（法第５条の2）【豊田市内は適用されず】 総量削減計画に基づき地域・工場等ごとに設定（愛知県内は対象外）		P35～43
		1) 工場・事業場の係る窒素酸化物対策指導要領 対象：大気指定工場等 2) ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針 対象：常用のディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関	P48～49
ベンゼン		濃度規制方式　施設ごとの排出基準（県条例第６条） 有害物質の種類、施設ごとに0℃（一部25℃）・1気圧の状態に換算した排出ガス1m^{3}当たりの許容限度	P44～45
硫化水素			
二硫化水素			
シアン及びその化合物			
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ			
トルエン			
キシレン			
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ			
ｼｸﾛﾍｷｻﾝ			
ﾒﾁﾙｱﾙｺｰﾙ			
酢酸ｴﾁﾙｴｽﾃﾙ			
酢酸ﾌﾞﾁﾙｴｽﾃﾙ			
ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ			
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			
ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ			
ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙ			
酸化ｴﾁﾚﾝ			
特定有害物質【未指定】	濃度規制方式　排出口の高さごとの排出基準（法第３条）		
		施設の構造、使用、管理に関する基準（県条例第24条） 建屋集じん装置等の設置	P50
揮発性有機化合物（VOC）	濃度規制方式　施設ごとの排出基準（法第17条の4） 排出ガス1m^{3}当たりの許容限度（炭素換算したもの）	有害物質に該当する物質については、施設ごとの排出規制 炭化水素系物質に該当する物質については、施設の構造並びに使用及び管理に関する基準	P52～53
炭化水素系物質		施設の構造、使用、管理に関する基準（県条例第16条）	P59

※ 大気汚染防止便覧：大気汚染防止便覧　平成24年4月　愛知県環境部

物質名			大気汚染防止法	県民の生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止便覧※参照ページ
粉じん	一般粉じん		施設の構造、使用、管理に関する基準（法第 18 条の 3） 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	施設の構造、使用、管理に関する基準（県条例第 16 条） 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	P56～57 P56、58
	特定粉じん（石綿）		濃度規制方式　事業場の敷地境界基準（法第 18 条の 5） 濃度 10 本／リットル		P54
			建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準（法第 18 条の 14）		P54～55
特定物質（アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28 物質）			事故時における措置を規定（法第 17 条） 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等		P60～62
有害大気汚染物質（248 物質）			知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	有害物質に該当する物質については、施設ごとの排出規制 炭化水素系物質に該当する物質については、施設の構造並びに使用及び管理に関する基準	
	優先取組物質（23 物質）				
		指定物質 ベンゼン	濃度規制方式　施設・規模ごとに抑制基準（法附則第 9 条） 0℃・1 気圧の状態に換算した排出ガス 1m^{3}当たりの抑制基準		P46～47
		指定物質 トリクロロエチレン			
		指定物質 テトラクロロエチレン			

※ 大気汚染防止便覧：大気汚染防止便覧　平成 24 年 4 月　愛知県環境部

2　大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の体系

（１）大気汚染防止法

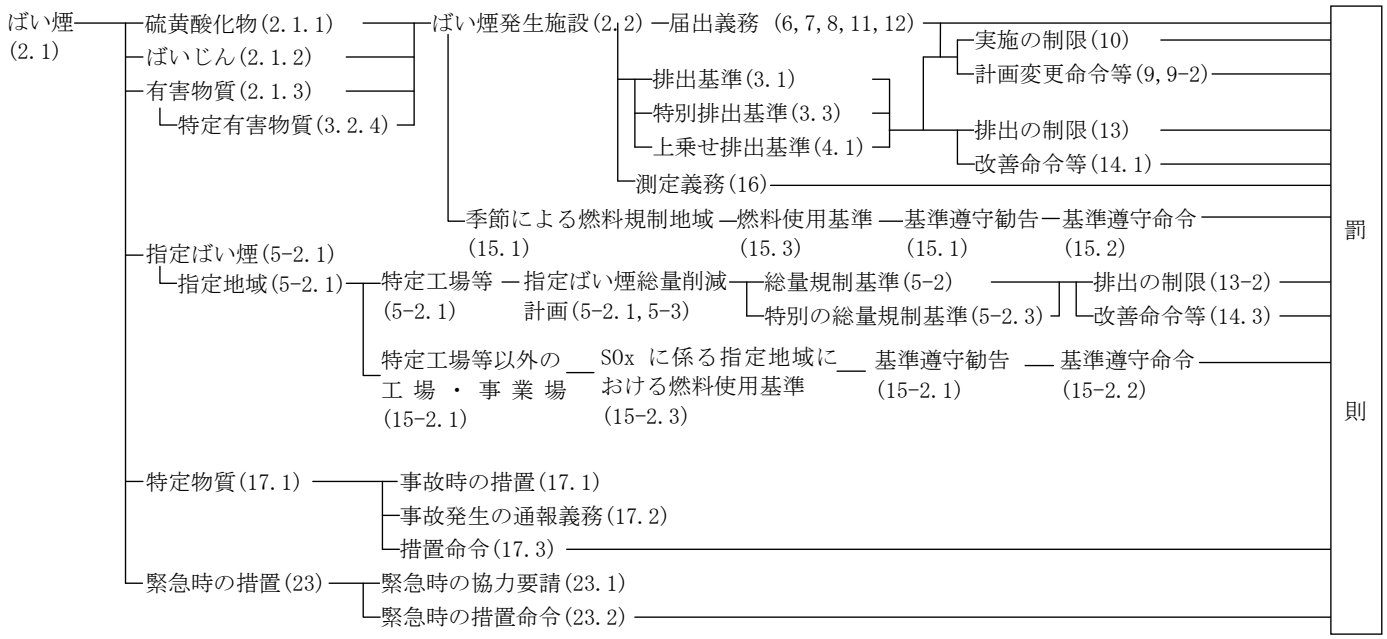

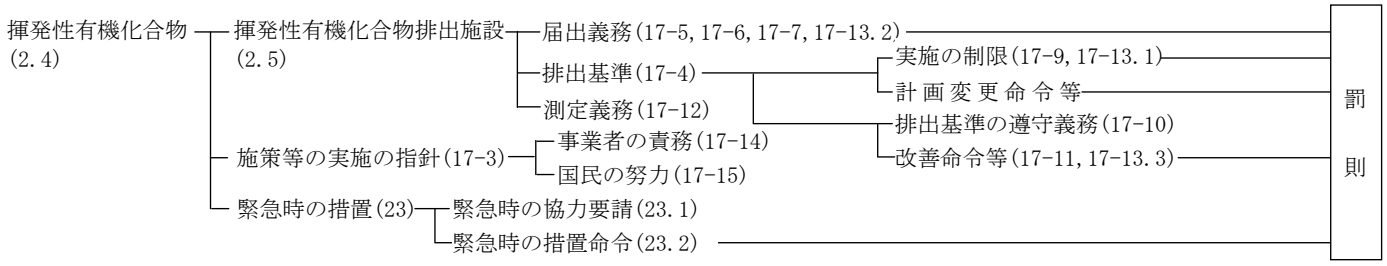

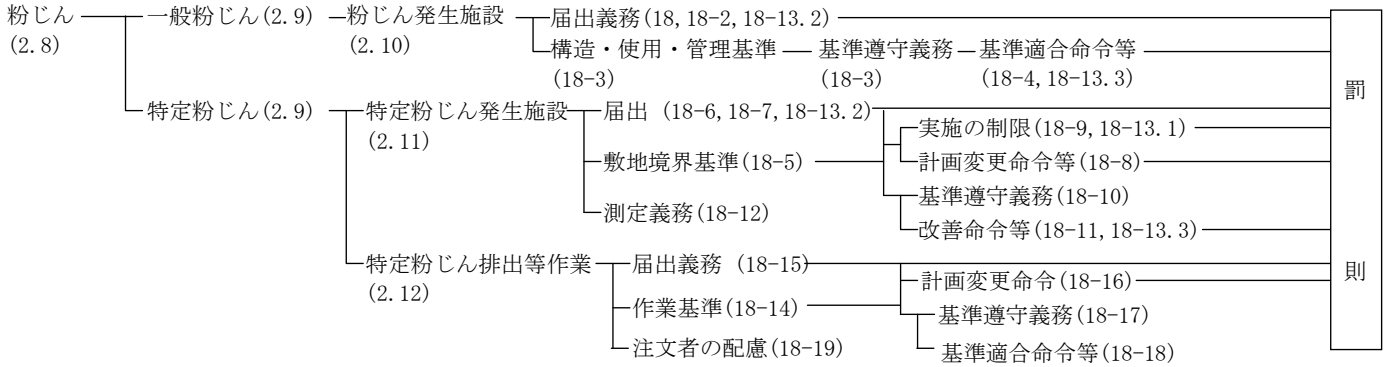

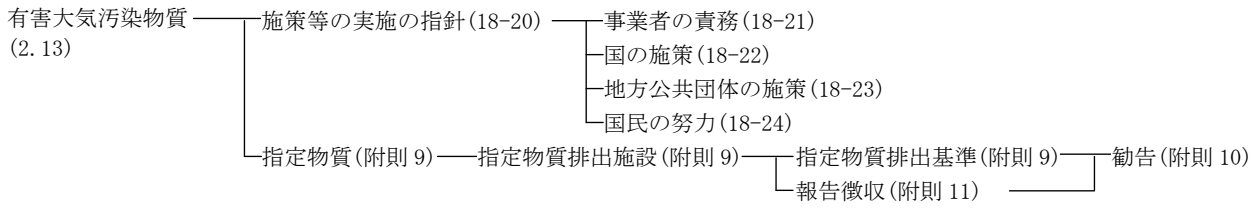

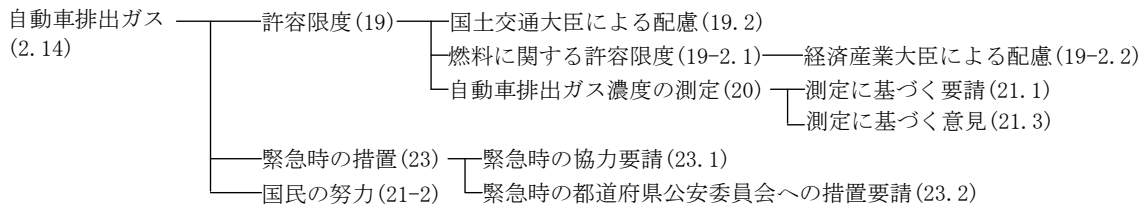

大気の汚染の状況の監視等

- 都道府県知事による常時監視(22)
- 都道府県知事による大気の汚染状況の公表(24)

その他

- 報告及び検査(26)
- 国の援助(29)
- 資料の提出の要求(28)
- 研究の推進等(30)

（２）県民の生活環境の保全等に関する条例（大気汚染防止に関する部分）

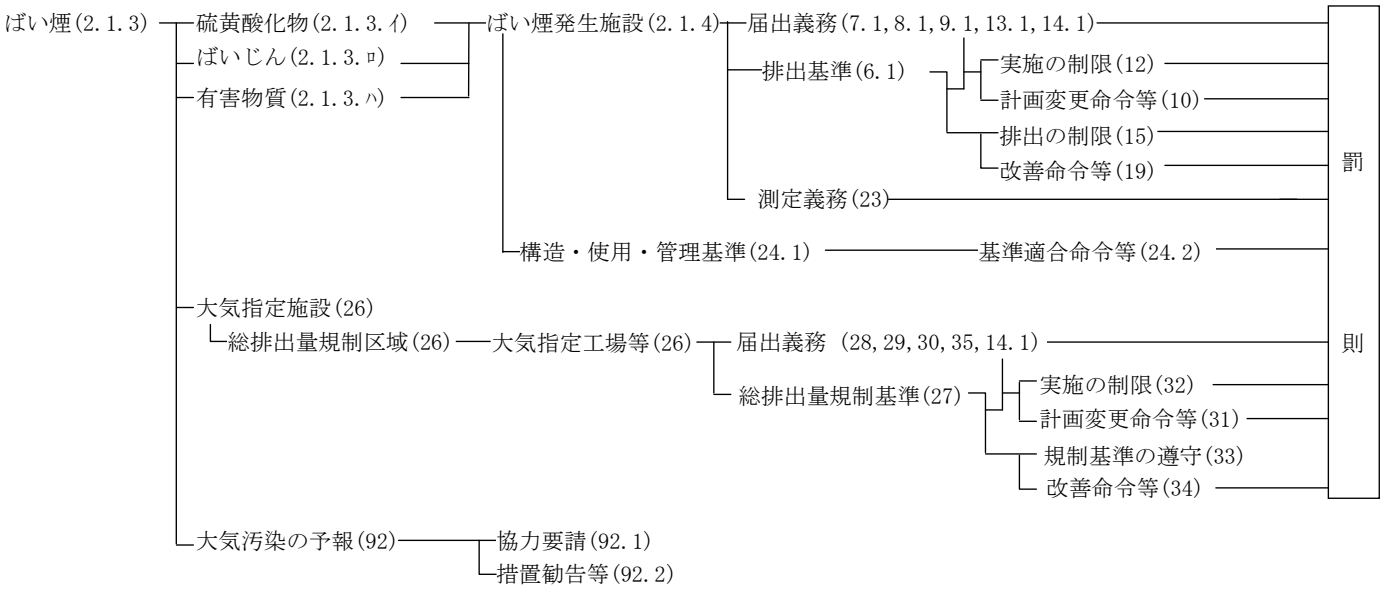

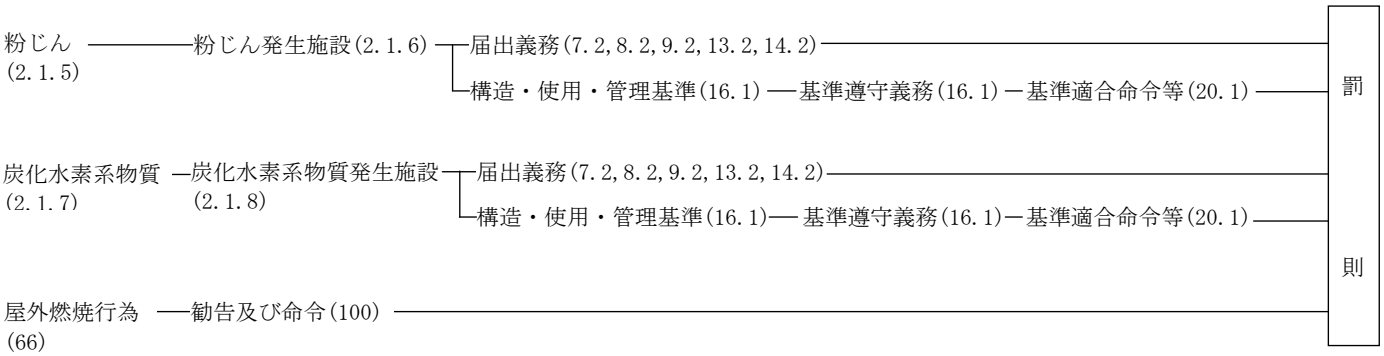

大気の汚染の状況の監視等
- 常時監視(91.1)
- 大気の汚染状況の公表(91.2)

その他
- 報告及び検査(104)

（３）届出の提出時期

ア　大気汚染防止法

対象施設等	届出の種類	届出の提出時期	根拠	様式
ばい煙発生施設	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで	法第６条 法第 10 条	第１
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	法第７条	
	変更届	変更に係る工事開始の 60 日前まで	法第８条 法第 10 条	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	法第 11 条	第４
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第５
	承継届	承継のあった日から 30 日以内	法第 12 条	第６
揮発性有機化合物排出施設	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで	法第 17 条の５ 法第 17 条の９	第２の２
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	法第 17 条の６	
	変更届	変更に係る工事開始の 60 日前まで	法第 17 条の７ 法第 17 条の９	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	法第 17 条の 13	第４
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第５
	承継届	承継のあった日から 30 日以内		第６
一般粉じん発生施設	設置届	施設設置前まで	法第 18 条	第３
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	法第 18 条の２	
	変更届	施設を変更する前まで	法第 18 条	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	法第 18 条の 13	第４
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第５
	承継届	承継のあった日から 30 日以内		第６
特定粉じん発生施設	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで	法第 18 条の６ 法第 18 条の９	第３の２
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	法第 18 条の７	
	変更届	変更に係る工事開始の 60 日前まで	法第 18 条の６ 法第 18 条の９	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	法第 18 条の 13	第４
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第５
	承継届	承継のあった日から 30 日以内		第６
特定粉じん排出等作業実施届出書		作業開始日の 14 日前まで	法第 18 条の 15	第３の４

イ　県民の生活環境の保全等に関する条例

対象施設等	届出の種類	届出の提出時期	根拠	様式
ばい煙発生施設	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで	県条例第７条 県条例第 12 条	第１
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	県条例第８条	
	変更届	変更に係る工事開始の 60 日前まで	県条例第９条 県条例第 12 条	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	県条例第 13 条	第 14
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第 15
	承継届	承継のあった日から 30 日以内	県条例第 14 条	第 24
大気指定工場等	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで	県条例第 28 条 県条例第 32 条	第 26
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	県条例第 29 条	
	変更届	変更に係る工事開始の 60 日前まで	県条例第 30 条 県条例第 32 条	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	県条例第 35 条	第 28
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第 29
	承継届	承継のあった日から 30 日以内		第 30

対象施設等	届出の種類	届出の提出時期	根拠	様式
粉じん発生施設	設置届	施設設置前まで	県条例第７条	第２
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	県条例第８条	
	変更届	施設を変更する前まで	県条例第９条	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	県条例第 13 条	第 16
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第 17
	承継届	承継のあった日から 30 日以内	県条例第 14 条	第 24
炭化水素系物質発生施設	設置届	施設設置前まで	県条例第７条	第３
	使用届	対象施設となった日から 30 日以内	県条例第８条	
	変更届	施設を変更する前まで	県条例第９条	
	氏名等変更届	変更の日から 30 日以内	県条例第 13 条	第 18
	使用廃止届	使用を廃止した日から 30 日以内		第 19
	承継届	承継のあった日から 30 日以内	県条例第 14 条	第 24

（４）罰則

ア　大気汚染防止法

適用	対象	罰則
計画変更命令に違反した場合	ばい煙発生施設の届出をした者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
	特定工場等の設置者	
	揮発性有機化合物排出施設の届出をした者	
	特定粉じん発生施設の届出をした者	
改善命令に違反した場合	ばい煙排出者	
	特定工場等の設置者	
	揮発性有機化合物排出者	
	特定粉じん排出者	
排出（総量規制）基準に違反した場合	ばい煙排出者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ただし過失の場合は、3 月以下の禁固又は 30 万円以下の罰金
事故時の措置命令に違反した場合	ばい煙発生施設を設置している者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	特定施設を設置している者	
基準適合命令に違反した場合	一般粉じん発生施設を設置している者	
計画変更命令に違反した場合	特定粉じん排出等作業の届出をした者	
作業基準適合命令に違反した場合	特定工事を施工する者	
緊急時の措置命令に違反した場合	―――――	
設置又は作業の届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合	ばい煙発生施設	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	揮発性有機化合物排出施設	
	特定粉じん発生施設	
	特定粉じん排出等作業	
	一般粉じん発生施設	30 万円以下の罰金
燃料使用基準遵守命令	季節による燃料規制地域	30 万円以下の罰金
	指定地域による燃料規制地域	
使用の届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合	ばい煙発生施設	30 万円以下の罰金
	揮発性有機化合物排出施設	
	特定粉じん発生施設	

適用	対象	罰則
実施の制限に違反した場合	ばい煙発生施設	30 万円以下の罰金
	揮発性有機化合物排出施設	
	特定粉じん発生施設	
ばい煙等の測定を記録せず、虚偽の記録をした場合、記録を保存しなかった場合	ばい煙排出者	30 万円以下の罰金
報告徴収に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	ばい煙発生施設を設置している者	30 万円以下の罰金
	特定施設を工場等に設置している者	
	揮発性有機化合物排出施設を設置している者	
	一般粉じん発生施設を設置している者	
	特定粉じん排出者	
	特定工事を施工する者	
氏名等の変更届出、施設の廃止届出、承継届出、特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要があった場合の届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合	ばい煙発生施設	10 万円以下の過料
	揮発性有機化合物排出施設	
	一般粉じん発生施設	
	特定粉じん発生施設	
	特定粉じん排出等作業	

イ　県民の生活環境の保全等に関する条例

適用	対象	罰則
計画変更命令に違反した場合	ばい煙発生施設の届出をした者	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	大気指定工場等の届出をした者	
改善命令に違反した場合	ばい煙排出者	
	大気指定工場等を設置している者	
排出基準に違反した場合	ばい煙排出者	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 ただし過失の場合は、3 月以下の禁固又は 20 万円以下の罰金
基準適合命令に違反した場合	粉じん発生施設を設置している者	6 月以下の懲役又は 30 万 円以下の罰金
	炭化水素系物質発生施設を設置している者	
	ばい煙に係る施設を設置している者	
設置又は変更の届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合	ばい煙発生施設	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
	大気指定工場等	
	粉じん発生施設	20 万円以下の罰金（設置） 10 万円以下の罰金（変更）
	炭化水素系物質発生施設	
使用の届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合	ばい煙発生施設	20 万円以下の罰金
	大気指定工場等	
	粉じん発生施設	10 万円以下の罰金
	炭化水素系物質発生施設	
実施の制限に違反した場合	ばい煙発生施設の設置又は変更の届出をした者	20 万円以下の罰金
	大気指定工場等の設置又は変更の届出をした者	

適用	対象	罰則
ばい煙等の測定を記録せず、虚偽の記録をした場合、又は記録を保存しなかった場合	ばい煙排出者	20 万円以下の罰金
報告徴収に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	ばい煙、粉じん、炭化水素系物質を発生させている者	10 万円以下の罰金
氏名等の変更届出、施設の廃止届出、承継届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合	ばい煙発生施設	3 万円以下の過料
	大気指定工場等	
	粉じん発生施設	
	炭化水素系物質発生施設	

3　大気汚染物質の測定法一覧

物質名	大気汚染防止法	県民の生活環境の保全等に関する条例	
硫黄酸化物	次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。 日本工業規格（以下単に「規格」という。）Ｋ０１０３に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Ｚ８８０８に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法 一　日本工業規格（以下単に「規格」という。）Ｋ０１０３に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Ｚ８８０８に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法 二　規格Ｋ２３０１、規格Ｋ２５４１－１から２５４１－７まで又は規格Ｍ８８１３に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Ｚ８７６２－１から８７６２－４までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法 三　環境大臣が定める方法 規格Ｋ０１０３に定める方法により硫黄酸化物濃度を、次により排出ガス量を、それぞれ測定する方法 理論乾き排出ガス量、理論空気量、空気比を規格Ｂ８２２２,規格Ｚ８０８８等で、燃料使用量を規格Ｚ８７６２,規格Ｚ８７６３等で測定する方法 出力の大きさと規格Ｚ８０８８により測定した排出ガス量の相関関係を用いる方法 （環境庁告示第 78 号） （施行規則別表第 1）	硫黄酸化物の量は、規格Ｋ０１０３に定める方法により硫黄酸化物濃度及び規格Ｚ８８０８に定める方法により排出ガス量を測定し、又は規格Ｋ２３０１、規格Ｋ２５４１－１から２５４１－７まで若しくは規格Ｍ８８１３に定める方法により燃料の硫黄含有率を測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。 （規則別表第6）	
ばいじん	規格Ｚ８８０８に定める方法により測定されたばいじんの量 （施行規則別表第 2）	規格Ｚ８８０８に定める方法により測定される量として表示されたものとする。 （規則別表第６付表第３備考）	
窒素酸化物	規格Ｋ０１０４に定める方法 （施行規則別表第３の 2） 総量規制基準を適用する場合における環境大臣が定める方法 規格Ｋ０１０４に定める方法により窒素酸化物濃度を、次により排出ガス量を、それぞれ測定する方法 理論乾き排出ガス量、理論空気量、空気比を規格Ｂ８２２２,規格Ｚ８０８８等で、燃料使用量を規格Ｚ８７６２,規格Ｚ８７６３等で測定する方法 出力の大きさと規格Ｚ８０８８により測定した排出ガス量の相関関係を用いる方法 （環境庁告示第 78 号）		
カドミウム及びその化合物	規格Ｚ８８０８に定める方法により採取し、規格Ｋ００８３に定める方法 （施行規則別表第 3）	規格Ｋ００８３に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
塩素	規格Ｚ８８０８に定める方法により採取し、規格Ｋ０１０６に定める方法 （施行規則別表第 3）	規格Ｋ０１０６に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	規格Ｋ０８０４に定める検知管式ガス測定器を用いる方法によっても測定することができる。ただし、検知管式ガス測定器を用いた測定値において、当該有害物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。 （規則別表第６付表第４備考）
塩化水素	規格Ｚ８８０８に定める方法により採取し、規格Ｋ０１０７に定める方法 （施行規則別表第 3）	規格Ｋ０１０７に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
弗素、弗化水素および弗化珪素	規格Ｚ８８０８に定める方法により採取し、規格Ｋ０１０５に定める方法 （施行規則別表第 3）	規格Ｋ０１０５に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
鉛及びその化合物	規格Ｚ８８０８に定める方法により採取し、規格Ｋ００８３に定める方法 （施行規則別表第 3）	規格Ｋ００８３に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	

物質名	大気汚染防止法	県民の生活環境の保全等に関する条例	
排ガス中の酸素濃度	オルザツトガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる。 （昭和 48 年 8 月 9 日環大規 133 号） （昭和 57 年 5 月 31 日環大規 191 号）		
ベンゼン		規格Ｋ００８８に定める方法又は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、水素炎イオン化検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定する方法 （規則別表第６付表第４備考）	規格Ｋ０８０４に定める検知管式ガス測定器を用いる方法によっても測定することができる。ただし、検知管式ガス測定器を用いた測定値において、当該有害物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。 （規則別表第６付表第４備考）
硫化水素		規格Ｋ０１０８に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
二硫化炭素		規格Ｋ００９１に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
ｼｱﾝ及びその化合物		規格Ｋ０１０９に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
ホルムアルデヒド		規格Ｋ０３０３に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
トルエン キシレン ノルマルヘキサン シクロヘキサン メチルアルコール 酢酸ｴﾁﾙｴｽﾃﾙ 酢酸ﾌﾞﾁﾙｴｽﾃﾙ ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ		捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、規格Ｋ０１１４に定める方法 （規則別表第６付表第４備考）	
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		規格Ｋ０３０５に定める方法又は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、水素炎イオン化検出器、電子捕獲検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定する方法 （規則別表第６付表第４備考）	規格Ｋ０８０４に定める検知管式ガス測定器を用いる方法によっても測定することができる。ただし、検知管式ガス測定器を用いた測定値において、当該有害物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。 （規則別表第６付表第４備考）
ジクロロメタン		固体捕集法又は直接捕集法を用いて採取し、ガスクロマトグラフ法により測定する方法 （規則別表第６付表第４備考）	
アクリロニトリル		液体捕集法、固体捕集法又は直接捕集法を用いて採取し、液体捕集法にあっては吸光光度分析法、固体捕集法又は直接捕集法にあっては、ガスクロマトグラフ法により測定する方法 （規則別表第６付表第４備考）	
酸化エチレン		固体捕集法を用いて採取し、ガスクロマトグラフ法により測定する方法 （規則別表第６付表第４備考）	
揮発性有機化合物（ＶＯＣ）	平成 17 年 6 月 10 日環境省告示 61 号に定める方法 （施行規則第 15 条の 3）		
特定粉じん	平成元年 12 月 27 日環境庁告示 93 号に定める方法 （施行規則第 16 条の 2、第 16 条の 3）		

４　主な用語解説

（１）大気汚染防止法のばい煙の排出基準

ア　一般排出基準

ばい煙発生施設ごとに国が定める基準（法第３条第１項、第２項)。硫黄酸化物は、地域の区分ごと、ばいじん及び有害物質は、全国一律に定められている。

イ　特別排出基準

大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用される厳しい基準（硫黄酸化物、ばいじん）（法第３条第３項）

ウ　上乗せ排出基準

一般排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準（ばいじん、有害物質）（法第４条第１項）

エ　総量規制基準

施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域（**指定地域**）において、一定規模以上の工場又は事業場（**特定工場等**）に適用される特定工場等ごとの基準（**指定ばい煙**：硫黄酸化物、窒素酸化物）（法第５条の２）

（２）ばい煙排出者、揮発性有機化合物排出者、特定粉じん排出者、特定施設、特定工事

ア　ばい煙排出者

ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(法第13条, 県条例第15条)

イ　揮発性有機化合物排出者

揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（法第 17 条の 10）

ウ　特定粉じん排出者

特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんを工場又は事業場から大気中に排出し、又は飛散させる者（法第 18 条の 10）

エ　特定施設

特定施設：特定物質を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。）（法第 17 条）

特定物質：物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（法第 17 条）

オ　特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（法第 18 条の 15）

（３）ばい煙量とばい煙濃度

ア　ばい煙量

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物又は特定有害物質の量（法第６条第２項、県条例第７条第３項）

イ　ばい煙濃度

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出物に含まれるばいじん又は有害物質（特定有害物質を除く。）の量（法第６条第２項、県条例第７条第３項）

（４）排出口

ばい煙発生施設において発生するばい煙又は揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう（法第３条第２項、県条例第６条第２項）。

（５）総発熱量（高発熱量）と真発熱量（低発熱量）

総発熱量（高発熱量）とは、燃料中の水分及び燃焼により生成される水分の蒸発潜熱を含む燃料単位量当たりの発熱量。熱量計で測定される熱量。

真発熱量（低発熱量）とは、燃料中の水分及び燃焼により生成される水分の蒸発潜熱を高発熱量から差し引いた燃料単位当たりの発熱量。実際の燃焼装置では、燃焼排ガス中の水分は水蒸気のまま排出されるため蒸発潜熱は利用できないことが多いので、この低発熱量がよく用いられる。

真発熱量（低発熱量）＝総発熱量（高発熱量）－水分の蒸発潜熱

（６）湿り排出ガス量と乾き排出ガス量

湿り排出ガス量は、水蒸気を含めた燃焼後の全ガス量で、乾き排出ガス量は、水蒸気を除外した燃焼後の全ガス量をいう。

乾き排出ガス量＝湿り排出ガス量×（１－水分量(%)／100）

「最大」とは、届出の際予定されている原燃料または電力の使用条件に従い、当該施設を定格能力で運転する時の排出ガス量をさす。

（昭和 46 年 8 月 25 日環大企第 5 号大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について）

（７）「重油換算」と「重油の量への換算」の違い

ア　重油換算

ばい煙発生施設の規模の算定をする時に使用する。

液体燃料 10Ｌ、ガス燃料 16m^3、固体燃料 16kg を重油 10Ｌに換算することをいう。

（昭和 46 年 8 月 25 日環大企第 5 号大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について）

ただし、気体を燃料とするガス機関については、重油の発熱量（40,186.08kJ/Ｌ）で換算したものをいう。なお、1 カロリー（cal）＝4.18605 ジュール（J）である。

重油換算量（Ｌ/ｈ）＝気体燃料の燃料能力（m^3Ｎ/ｈ）×気体燃料の総発熱量（kJ/m^3Ｎ）
÷重油の総発熱量 40,186.08

（平成 2 年 12 月 1 日環大規第 384 号大気汚染防止法の一部を改正する政令の施行等について）

イ　重油の量への換算

総量規制、総排出量規制の規模、規制の算定をする時に使用する。

熱量を基に換算係数が定められている（例 軽油 1 Ｌを重油 0.95 Ｌ、灯油 1 Ｌを重油 0.90 Ｌ、都市ガス 1 kg を重油 1.30 Ｌに換算等）。

（昭和 50 年 3 月 10 日環境庁告示第 13 号硫黄酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法）

（昭和 51 年 3 月 31 日愛知県告示第 328 号大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく特定工場等の規模及び総量規制基準）

（県民の生活環境の保全等に関する条例規則別表第 13）

（８）県条例のばい煙発生施設及び粉じん発生施設の法との関係

ア　ばい煙発生施設

工場又は事業場に設置される施設で、以下のものを除く施設（県条例施行規則第４条）

・大気汚染防止法第２条第２項に規定するばい煙発生施設（法施行令別表第１の 11 の項に掲げる施設で別表第１の 37 の項又は 38 の項に該当するもの、同令別表第１の 12 の項及び 28 の項に掲げるものを除く。）

・鉱山保安法第２条第２項本文に規定する鉱山に設置されるばい煙を発生する施設

イ　粉じん発生施設

工場又は事業場に設置される施設で、以下のものを除く施設（県条例施行規則第５条）

・大気汚染防止法第２条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第 11 項に規定する特定粉じん発生施設

・鉱山保安法第２条第２項本文に規定する鉱山に設置される粉じんを発生する施設

（９）小型ボイラーの排出基準

小型ボイラーとは、大気汚染防止法対象のボイラーで、伝熱面積 10m² 未満のものをいう。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>昭和 60 年９月９日までに設置</th><th>昭和 60 年９月 10 日から平成２年９月９日までに設置</th><th>平成２年９月 10 日以降に設置</th></tr>
<tr><td colspan="2">硫黄酸化物</td><td rowspan="6">当分の間適用猶予</td><td colspan="2">K値適用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">窒素酸化物</td><td>ガス専燃
軽質液体燃料専燃、ガス及び軽質液体燃料混焼</td><td colspan="2">当分の間適用猶予</td></tr>
<tr><td>軽質液体燃料以外の液体燃料</td><td>300ppm
(O_2＝4%)</td><td>260 ppm
(O_2＝4%)</td></tr>
<tr><td>固体燃料</td><td colspan="2">350 ppm
(O_2＝6%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ばいじん</td><td>ガス専燃、
軽質液体燃料専燃、ガス及び軽質液体燃料混焼</td><td colspan="2">当分の間適用猶予</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>一律排出基準：
0.5g/Nm³
(O_2＝Os(6)※%)
特別排出基準：
0.3 g/Nm³
(O_2＝Os(6)※%)</td><td>種類ごとの最小規模のものに係る値</td></tr>
</table>

軽質液体燃料：灯油、軽油又はＡ重油　　※：(6)は、石炭専燃施設に適用。

（昭和 60 年６月 10 日環大規第 151 号大気汚染防止法に基づくボイラーの規模要件の見直しについて）

(10) 燃料の特徴

ア　気体燃料

天然ガス、液化天然ガス(ＬＰＧ)、油ガス、都市ガス等。

- 燃焼効率が高く、わずかな過剰空気で完全燃焼し、すすの発生が少ない。
- 硫黄分が少なく、燃焼排ガス中の硫黄酸化物の生成量が少ない。
- 単位質量当たりの高発熱量が大きい。

＜ＬＮＧとＬＰＧの違い？＞

ＬＮＧ：液化天然ガス（Liquefied　Natural　Gas)。主成分はメタン、エタン、プロパン、ブタンなど。

ＬＰＧ：液化石油ガス（Liquefied　Petroleum　Gas)。主成分はプロパン、プロピレン、ブタン、ブチレンなど。

イ　液体燃料

ガソリン、灯油、軽油、重油等

- 発熱量は高くほぼ一定であり、貯蔵、運搬が容易である。
- 石炭の燃焼に比べてばいじんの発生量は少ないが、重質油の燃焼では燃焼方式によっては、比較的多くのばいじんを発生することがある。
- 重質油で硫黄分を多く含み、燃焼時に発生する二酸化硫黄発生の原因となる。
- 灰分はほとんど含まないが、灰中の金属酸化物がさまざまな障害の原因となる。

ウ　固体燃料

石炭、コークス、廃棄物等

- 燃料の発熱量や形状が一定していない場合があり、安定した燃焼制御を確立する必要がある。
- 燃料の性質上、大気汚染物質を出しやすいため、排ガス処理設備に十分配慮する必要がある。

(11) 特定粉じん排出等作業

ア　工作物

民法や過去の判例によるものを基本としており、土地に接着して人工的作為を加えることによって成立した物

（平成18年9月5日環水大大発第060905003号石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行等について）

イ　石綿含有の考え方

建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調整に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの。

（平成18年9月5日環水大大発第060905003号石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行等について）

ウ　囲い込み、封じ込め

囲い込み：大気への特定粉じんの排出又は飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しないように板状の材料で完全に覆うなどして、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

封じ込め：大気への特定粉じんの排出又は飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させるなどして、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

（平成18年9月5日環水大大発第060905003号石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行等について）

様式第１（第８条）

ばい煙発生施設設置（~~使用、変更~~）届出書

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。（法施行規則第 13 条第１項）

○○年　○月　○日

豊　田　市　長　様

該当するもの以外を二重線で消す。

住所　豊田市西町 3-60
豊田市株式会社
届出者　氏名　豊田　太郎　豊田太郎
（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

大気汚染防止法第６条第１項（~~第７条第１項、第８条第１項~~）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	豊田市株式会社　豊田工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	豊田市西町３－６１	※受理年月日	年　月　日
ばい煙発生施設の種類	１　ボイラー	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙１のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙２のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙３のとおり。		

ボイラー1 基（Ａ－２）を設置することに伴う設置届。

令別表第1の項番号と施設種類を記載して下さい。なお、異なる項番号の施設(例えばボイラーと加熱炉)についての届出を同時に行う場合には、それぞれの施設の種類ごとに届出書を提出して下さい。

二以上のばい煙発生施設についての法の規定、二以上の揮発性有機化合物排出施設についての法の規定又は二以上の一般粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（令別表第一、令別表第一の二又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によって届出をすることができる。（法施行規則第13条第２項）

備考　１　ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１に掲げる項番号及び名称を記載すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
５　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙１

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		Ａ－２	
名　称　及　び　型　式		貫流ボイラーAC2004	
設　置　年　月　日		年　月　日	年　月　日
着　手　予　定　年　月　日		H16年　9月　1日	年　月　日
使　用　開　始　予　定　年　月　日		H16年　9月　15日	年　月　日
規模	伝　熱　面　積　（㎡）	１１㎡	
	燃料の燃焼能力（重油換算Ｌ／ｈ）	５０　L/H	
	原料の処理能力（ｔ／ｈ）		
	火格子面積又は羽口面断面積（m^2）		
	変圧器の定格容量（KVA）		
	触媒に附着する炭素の燃焼能力(kg/h)		
	焼　却　能　力　（ｋｇ／ｈ）		
	乾燥施設の容量（m^3）		
	電　流　容　量　（ｋＡ）		
	ポ　ン　プ　の　動　力　（ｋＷ）		
	合成･漂白･濃縮能力（kg／ｈ）		

備考　１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
２　規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
３　ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格Ａ４の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

施設を設置する工場・事業場内で、当該施設が確認できる施設番号を記載して下さい。

施設の種類、型式を記入する。
ボイラーであれば、貫流ボイラー、暖房用熱風炉、冷温水発生器、など。

備考１参照。着手予定日は、「60 日の実施の制限」があるため、届出受理日の翌日から 60 日が経過した日以降の年月日を記入してください。

当該施設の規模要件に関連する項目については必ず記載して下さい。(備考２)
また、規模を確認できる書類を添付して下さい。

燃料の燃焼能力は、重油換算で記入する。
「重油換算」とは、気体燃料 16 m^3、液体燃料 10L、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。
ただし、ガス機関は、重油の発熱量で換算したものをいう。
重油換算量(L/h)＝気体燃料の燃焼能力(m^3 N/h)×気体の総発熱量(kJ/m^3 N)÷重油の総発熱量 40,186.08(kJ/L)

別紙２

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		A－２					
使用状況	１日の使用時間及び月使用日数等	６　時　～　１９　時 13 時間／回　1 回／日　20 日／月			時　～　時 時間／回　回／日　日／月		
	季　節　変　動	なし					
原材料（ばい煙の発生に影響のあるものに限る。）	種　類						
	使　用　割　合						
	原材料中の成分割合（％）	いおう分 カドミウム分	鉛　分 弗素分		いおう分 カドミウム分	鉛分 窒素分	
	１　日　の　使　用　量						
燃料又は電力	種　類	A重油					
	燃料中の成分割合（％）	灰分	いおう分 0.1%	窒素分 0%	灰分	いおう分	窒素分
	発　熱　量	40,186.08 J/h					
	通　常　の　使　用　量	45 L/H					
	混　焼　割　合	専焼					
排出ガス量（Nm^3/h）	湿　り	最大　1000	通常　800		最大	通常	
	乾　き	最大　900	通常　700		最大	通常	
排出ガス温度（℃）		４０					
排出ガス中の酸素濃度（％）		5					
ばい煙の濃度	ばいじん（g／Nm^3）	最大　0.10	通常　0.05		最大	通常	
	いおう酸化物（容量比 ppm）	最大　0.10	通常　0.05		最大	通常	
	カドミウム及びその化合物（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常	
	塩　素（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常	
	塩化水素（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常	
	鉛及びその化合物（mg／Nm^3）	最大	通常		最大	通常	
	窒素酸化物（容量比 ppm）	最大　100	通常　50		最大	通常	
ばい煙量	いおう酸化物（Nm^3／h）	最大　0.001	通常　0.001		最大	通常	
参考事項							

備考　１　原材料中の成分割合（％）の欄及び燃料中の成分割合（％）の欄の記載にあたっては、重量比％又は容量比％の別を明らかにすること。
２　ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
３　ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
４　参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用（専ら非常時において用いられるものをいう。）の別を明らかにすること。

原料の使用時に記入する。
例）廃棄物焼却炉で燃やすゴミ等

成分表の値をそのまま記入するのではなく、使用する燃料の硫黄分等の最大値（保証値）を記入する。

総発熱量（高発熱量）を記入する。1 cal = 4.18605 J

施設を定格能力（最大）で運転した場合及び通常運転時の湿り及び乾き排出ガス量を記入する。排風機等により強制排気している場合はそれを考慮した値を記入する。

施設を定格能力(最大)で運転した場合の排出口におけるガス温度を設計値や実測値などをもとに記載して下さい。

排出基準が適用される項目について記入する。
記載した数値を確認するため、メーカーの保証値やばい煙の測定結果などの写しを添付して下さい。ばい煙濃度は乾きガス中の濃度を、ばい煙処理施設がある場合は処理後の濃度を記入してください。(備考２・３参照)

別紙３

ばい煙の処理の方法

ばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号				A－２（煙突 No. 2）	
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式					
設置年月日				年　月　日	年　月　日
着手予定年月日				年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日				年　月　日	年　月　日
処理能力	排出ガス量（Nm^3／ｈ）		最大		
			通常		
	排出ガス温度（℃）		処理前		
			処理後		
	ばい煙の濃度	ばいじん（mg／Nm^3）	処理前		
			処理後		
		いおう酸化物（容量比 ppm）	処理前		
			処理後		
		カドミウム及びその化合物（mg／Nm^3）	処理前		
			処理後		
		塩素（mg／Nm^3）	処理前		
			処理後		
		塩化水素（mg／Nm^3）	処理前		
			処理後		
		弗素、弗化水素及び弗化水素（mg／Nm^3）	処理前		
			処理後		
		鉛及びその化合物（mg／Nm^3）	処理前		
			処理後		
		窒素酸化物（容量比 ppm）	処理前		
			処理後		
	ばい煙量	いおう酸化物（Nm^3／ｈ）	最大 処理前		
			最大 処理後		
			通常 処理前		
			通常 処理後		
	捕集効率（%）	ばいじん			
		いおう酸化物			
		カドミウム及びその化合物			
		塩素			
		塩化水素			
		弗素、弗化水素及び弗化珪素			
		鉛及びその化合物			
		窒素酸化物			
使用状況	１日の使用時間及び月使用日数等			時～　時 時間／回　回／日　日／月	時～　時 時間／回　回／日　日月
	季節変動				
排出口の実高さ Ho（ｍ）				10（φ0.3 m）	
補正された排出口の高さ He（m）				11	
排出速度（ｍ／ｓ）				2.5	

処理施設によりばい煙の処理を行う場合に、処理する項目について記入する。
例）サイクロン、バグフィルター、スクラバー

測定口に関する留意事項
内径 100～150mm 程度のものとし、位置は、ダクトの屈曲部分、断面形状の急激に変化する部分などを避け、排ガスの流れが比較的一様に整流され、測定作業が安全かつ容易な場所に設けること。
（規格Ｚ８８０８）

地上からの高さ（GL）及び排出口の寸法を記入する。
例）円形の場合φ0.4m、四角の場合 0.4m×0.4m

備考　１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
２　ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
３　補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第３条第２項の算式により算定すること。
４　ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

工　場　等　の　概　要

資　本　金	△△△△万円
業　種	自動車部品製造業
設置年月日	昭和○○年△月□日
従業員数（人）	○○人
敷地面積（m^2）	○○○○m^2
用途地域	□□□□地域
連絡先住所	〒○○○－△△△△ 豊田市西町３－６１
連絡先部署名	○○部　△△グループ
連絡先電話番号	０５６５－○○－△△△△
緊急連絡先（電話番号）	０５６５－○○－△△△△

連絡先住所及び部署は、ばい煙発生施設に関する照会、調査等の郵便物を送付する際に適当な宛先を記入する。（備考 参照）

備考　連絡先住所及び部署は、ばい煙発生施設に関する照会、調査等の郵便物を送付する際に適当な宛先を記入すること。

様式第３の４

特定粉じん排出等作業実施届出書

年　　月　　日

豊　田　市　長　様

住所　豊田市西町3-60
豊田市株式会社
届出者　氏名　豊田　太郎　印
（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）
電話番号　０５６５－３１－１２１２

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	豊田マンション　豊田市西町３－６２ （特定工事の名称）豊田マンション解体工事		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第７ [1]の項　建築物等の解体作業（次項又は３の項を除く） ２の項　建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） ３の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 ４の項　改造・補修作業　　１　　（件）		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自　Ｈ１９年　８月　２０日 至　Ｈ１９年　８月　３０日	※整理番号 ※受理年月日	 年　月　日
特定建築材料の種類	[1]　吹付け石綿 ２　石綿を含有する断熱材 ３　石綿を含有する保温材 ４　石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	３００m²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（[耐　火]・準耐火・その他） 延べ面積　　m²（　　階建） その他工作物	※備考	
参考事項　注文者の氏名又は名称	豊田マンション地所　　豊田市西町３－６３		
参考事項　届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	豊田市㈱　所長　豊田次郎　豊田マンション工事事務所 豊田市西町３－６２　　電話番号　０５６５－３４－６６２８		
参考事項　下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	アスベストリー㈱　現場責任者　石綿　除 豊田市西町３－６４ 電話番号　０５６５－３４－６６８４		

備考　１　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
２　参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の４第２項第１号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第３号から第５号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
３　※印の欄には、記載しないこと。
４　届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
５　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

作業開始の14日(届出日及び作業開始日を除く)前までに提出してください。

施工者が届出してください。(作業を委託する場合は、元請業者)

第18条の15第１項：通常の場合
第２項：災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合

同一敷地内であれば、複数の建築物等の解体・改造・補修作業を行う場合でも、１つの届出書によって届出できます（施行規則第13条第４項）

特定粉じん排出等作業の件数(作業を行う建築物等の数)を記載してください。また、当該件数分だけ、別紙「特定粉じん等作業の方法」を添付してください。

作業実施件数の数え方についての注意事項
複数の特定粉じん排出等作業が、一連の工程で行われる場合は、作業の種類ごとに（解体作業又は改造補修作業ごとに）、１作業として計上する。
（例）今週は２階、来週は３階の吹付け石綿の除去作業を一連の工程で行う場合は、１作業とする。

特定粉じん排出等作業の開始の日は、除去等に係る一連の作業の開始日で、工事そのものの開始日ではありません。

壁や梁等の凹凸を加味した表面積の合計を算出し、記載してください。

耐火建築物：建築基準法第２項第９号の２に規定する耐火建築物
準耐火建築物：建築基準法第２項第９号の３に規定する準耐火建築物

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
集じん・排気装置	種類・形式・設置数	負圧除じん装置（型式：2000GT　トヨタシ工業） ２台
	排気能力（m³／min）	４０　m³／min （１時間当たり換気回数　4.5～５　回）
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）	○○○○社製　ＨＥＰＡフィルタ 集じん効率　９９．９７%以上（0.３ミクロン）
使用する資材及びその種類		（１）　湿潤剤・固化剤：ASAシールド （２）　隔離用の養生シート：ポリエチレンシート 厚 0.1mm（壁用）、0.15 mm（床用、２重） （３）　接着テープ：養生布テープ　幅 50mm （４）　廃棄物処理用袋：ポリエチレン製　厚　0.15mm （黄色（内袋）、透明（外袋）の２重） （５）　保護服：タイベック　ソフトウェアⅢ型 （６）　全面マスク （７）　真空掃除機 （８）　エアーシャワー
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考　１　本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
２　使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
３　その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第７に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
４　作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（m³）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

作業場内の換気回数が１時間に４回以上となるように排気風量を設定してください。

作業基準に従い、ＨＥＰＡフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
ＨＥＰＡフィルタとは、規格 JIS Z8122 に定められているエアフィルタで、定格流量で粒径が 0.3μm の粒子に対し、99.97%以上の粒子捕集率を有し、かつ、初期圧力損失が 245P 以下の性能を有するもの。

湿潤材・固定剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその書類を記載してください。
なお、隔離用シートは、プラスチック等の材質で、壁は厚さ 0.08mm 以上、床は厚さ 0.15mm 以上（床面は２枚重ね）のものを使用してください。

大気汚染防止法施行規則別表７に規程する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等をなるべく具体的に記載してください。

必要な添付書類
１　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図および付近の状況（施行規則第 10 条の４第２項第１号）
２　特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（施行規則第 10 条の４第２項第２号）
３　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図（届出様式第３の４備考 1）
４　作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図（届出様式第３の４別紙 備考 4）

労働安全衛生法に基づく労働基準監督署長への届出書に添付される書類と概ね同一である場合は、労働基準監督署長への添付書類を届出書に添付して差し支えない（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011 環境省水・大気環境局大気環境課）

６　参考資料

（１）大気汚染に係る環境基準（環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条）

表１　二酸化硫黄等に係る環境基準

物質名 / 項目		二酸化硫黄（SO_2）	二酸化窒素（NO_2）	一酸化炭素（CO）	浮遊粒子状物質（SPM）	光化学オキシダント（Ox）	微小粒子状物質（PM2.5）
環境基準		１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	１時間値が 0.06ppm 以下であること。	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^3 以下であること。
評価方法※	短期的評価	測定を行った日についての１時間値の１日平均値または各１時間値を環境基準と比較して評価を行う。		測定を行った日についての１時間値の１日平均値または８時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日についての１時間値の１日平均値または各１時間値を環境基準と比較して評価を行う。	５時から 20 時の昼間時間帯において、年間を通じて、１時間値が 0.06ppm 以下であること。	
	長期的評価	年間にわたる１時間値の１日平均値である測定値につき、測定値の高い方から２％の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。 ただし、１日平均値が 0.04ppm を超えた日が２日以上連続しないこと。	年間にわたる１時間値の１日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が、0.06ppm 以下であること。	年間にわたる１時間値の１日平均値である測定値につき、測定値の高い方から２％の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下であること。 ただし、１日平均値が 10ppm を超えた日が２日以上連続しないこと。	年間にわたる１時間値の１日平均値である測定値につき、測定値の高い方から２％の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg／m^3 以下であること。 ただし、１日平均値が 0.10mg／m^3 を越えた日が２日以上連続しないこと。		長期基準に関する評価は、測定結果の１年平均値を長期基準（１年平均値）と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択し、短期基準（１日平均値）と比較する。
達成期間		原則として5年以内に達成（昭和 48 年５月 16 日環境庁告示）	原則として7年以内に達成（昭和 53 年７月 11 日環境庁告示）	早期に達成（昭和 48 年５月８日環境庁告示）			早期に達成（平成 21 年９月９日環境省告示）
適用除外		工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所					

大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年５月８日環境庁告示第 25 号、改正 昭和 48 年環庁告第 35 号、昭和 53 年環庁告第 38 号、 昭和 56 年環庁告第 47 号、平成８年環庁告第 73 号）
二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年７月 11 日環境庁告示第 38 号、改正 平成８環庁告第 74 号）
微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年９月９日環境省告示第 33 号）
※１日平均値に関しては、１日 20 時間以上の測定時間を有する「有効測定日」のみが対象。
　長期的評価には、年間測定時間が 6,000 時間以上の測定が行われた「有効測定局」であることが必要。

＜浮遊粒子状物質（SPM）と微小粒子状物質（PM2.5）の違い＞
浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particle Matter）は、大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径10μｍ以下のもの。
微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が2.5μｍの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子。

表２　ベンゼン等に係る環境基準

物質名／項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	１年平均値が３μg/m^{3}以下であること。	１年平均値が200μg/m^{3}以下であること。	１年平均値が200μg/m^{3}以下であること。	１年平均値が150μg/m^{3}以下であること。
達成期間	早期に達成（平成９年２月４日環境庁告示）			早期に達成（平成13年４月20日環境省告示）
適用除外	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所			

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成９年２月４日環境庁告示第４号、改正 平成13年環省告第30号）

表３　ダイオキシン類に係る環境基準

物質名／項目	ダイオキシン類
環境基準	１年平均値が0.6pg-TEQ/m^{3}以下であること。
達成期間	可及的速やかに達成（平成11年12月27日環境庁告示）
適用除外	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号、改正 平成14年環省告第46号、平成21年環省告第11号）
基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキンの毒性に換算した値。

（２）大気汚染に係る指針

表１　光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物　質	環境上の条件
非メタン炭化水素	午前６時から９時までの非メタン炭化水素の３時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(昭和 51 年８月 13 日環境庁通知)

＜非メタン炭化水素とは？＞
非メタン炭化水素自動測定機で得られたメタン以外の炭化水素の総称。

表２　有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るためのの指針となる数値

物　質	環境上の条件
アクリロニトリル	１年平均値が２μg/m³以下であること。
塩化ビニルモノマー	１年平均値が10μg/m³以下であること。
水銀及びその化合物	１年平均値が40ng Hg/m³以下であること。
ニッケル化合物	１年平均値が25ng Ni/m³以下であること。
クロロホルム	１年平均値が18μg/m³以下であること。
1,2－ジクロロエタン	１年平均値が1.6μg/m³以下であること。
1,3－ブタジエン	１年平均値が2.5μg/m³以下であること。
ヒ素及びその化合物	１年平均値が６ng As/m³以下であること。

今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)（平成 22 年 10 月 15 日環境省通知)

＜有害大気汚染物質とは？＞
継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの(ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除く。)(法第２条第９項)。
解釈については、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（平成９年２月 12 日環大規 31 号）を参照。

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質【248 物質】

優先取組物質（有害大気汚染物質のうち優先的に対策に取り組むべき物質）【23 物質】

環境基準値のある物質【４物質】

指定物質※【３物質】
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

ジクロロメタン
（別名:塩化メチレン）

指針値のある物質【８物質】
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、
クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物

アセトアルデヒド、塩化メチル（別名:クロロメタン)、クロム及び三価クロム化合物、
六価クロム化合物、酸化エチレン、ダイオキシン類※※、トルエン、
ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒト、マンガン及びその化合物

※　指定物質:有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの（法附則第９項)。指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに抑制基準が定められている。
※※ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき対応している。

（３）ばい煙量等測定記録表（法施行規則様式第7）

様式第7（第 15 条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

測定者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

測定箇所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ばい煙		測定単位	測定年月日及び時刻（開始時間～終了時間）	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm^3/h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm^3/h)					
ばいじん	Cs	(g/Nm^3)					
	C	(g/Nm^3)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm^3)					
塩素		(mg/Nm^3)					
塩化水素	Cs	(mg/Nm^3)					
	C	(mg/Nm^3)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm^3)					
鉛及びその化合物		(mg/Nm^3)					
窒素酸化物	Cs	(容積比 ppm)					
	C	(容積比 ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

1. 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
2. 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
3. ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
4. ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
5. 規格K2301、規格K2541―1から2541―7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比％又は容量比％の別を明らかにし記載すること。

様式第 25（第 21 条関係）

ばい煙濃度測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	測定方法	ばいじんの濃度（g/m³N）		有害物質の名称及び濃度							
				（mg/m³N、mg/m³25℃1 気圧）		（mg/m³N、mg/m³25℃1 気圧）		（mg/m³N、mg/m³25℃1 気圧）		（mg/m³N、mg/m³25℃1 気圧）	
		最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均

備考　有害物質の名称及び濃度の欄には、測定した有害物質の名称を記載し、不要の単位を抹消することとし、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載し添付すること。

（５）石綿飛散防止対策の概要

建材の使用状況や形状に応じた多様な方法が実施されており、それぞれの方法により石綿飛散防止対策は異なります。以下にその概要を示します。

工法	掻き落とし、切断、破砕による除去						掻き落とし、切断、破砕によらない除去		封じ込め、囲い込み 1)	
特定建築材料	吹付け材		断熱材、保温材、耐火被覆材				断熱材、保温材、耐火被覆材		吹付け材、断熱材、保温材、耐火材、被覆材	その他の石綿含有成形板
					屋根用折版裏断熱	煙突用断熱材		配管保温材		
除去方法	作業場内隔離	部分隔離工法(グローブバック等)	作業場内隔離	部分隔離工法(グローブバック等)	断熱材を折版に付けたままの除去	断熱材を付けたまま切断による除去	材料の原型のまま取り出す	非石綿部での切断による除去 1)		原則として手払し
特定粉じん排出等作業届出	要	要	要	要	要	要	要	通常不要	通常要	不要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	シート	グローブバック等	シート	グローブバック等	床・壁養生 3)	必要に応じて	不要	不要	必要に応じて	不要
前室設置	要	不要	要	不要	不要 2)	必要に応じて	不要	不要	必要に応じて	不要
負圧除じん	要	真空掃除機による除じん	要	真空掃除機による除じん	不要 2)	切断時に負圧にする	不要	不要	必要に応じて	不要
湿潤化	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	通常不要	必要に応じて	要
清掃	要	要	要	要	要	要	要	通常不要	要	要

1） 石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には大気汚染防止法の対象外

2） 劣化の度合いにより、隔離・前室設置・集じん・排気を行う。

3） 床、壁等の必要な養生。

（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011）

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省

	レベル1（発じん 性著しく高い）	レベル2（発じん 性高い）	レベル3（発じん 性が比較的低い）
		耐火被覆板（ケイカル板2種） 断熱材（煙突、屋根折板）、保温材	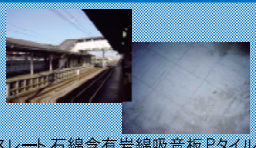 スレート、石綿含有岩綿吸音板、Pタイル ケイカル板1種、サイジング、石綿セメント板
事前の手続き等			
事前調査の実施、掲示、結果保管（40年保管）＜石綿則第3条＞	○	○	○
事前調査の実施 ＜建設リサイクル法施行規則第2条＞	○（但し、対象はコンクリート等の特定建設資材（※3）に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査）		
作業計画の作成、周知 ＜石綿則第4条＞	○	○	○
事前措置の実施 ＜建設リサイクル法施行規則第2条＞	○（但し、対象は付着物の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置）		
「工事計画届」（14日前までに労働基準監督署長あて提出） ＜安衛法第88条第4項＞	○（耐火/準耐火建築物の除去作業）	―	―
「特定粉じん排出等作業届出書」（14日前までに都道府県知事あて提出） ＜大防法第18条の15＞	○（除去/封じ込め/囲い込み作業）	○（除去/封じ込め/囲い込み作業）	―
「建築物解体等作業届」（作業前に労働基準監督署長あて提出） ＜石綿則第5条＞	○（封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業）	○（除去/封じ込め/囲い込み作業）	―
事前届出の実施（工事着手7日前までに都道府県知事あて提出） ＜建設リサイクル法第10条＞	○（特定建設資材への付着物の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載）		
作業員の健康を守るために			
特別教育の実施（対象：解体等作業従事者全員） ＜石綿則第27条＞	○	○	○
石綿作業主任者の選任 ＜石綿則第19条＞	○	○	○
健康診断の実施、記録保管（40年保管） ＜石綿則第40条、第41条＞	○	○	○
呼吸用保護具 ＜石綿則第14条＞	○ 使い捨てマスクは使用してはいけません！ エアラインマスク 電動ファン付きマスク 全面形防じんマスク（フィルタ区分3）	○ 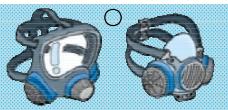 全面形・半面形マスク（フィルタ区分3）	○ 半面形マスク（フィルタ区分3又は2）
保護衣・作業衣 ＜石綿則第14条＞	○ 保護衣（使い捨て）	○ 保護衣	○ 保護衣/作業衣
石綿粉じんを飛散させないために			
「解体等作業に関するお知らせ」の掲示（周辺住民から見やすい位置） ＜大防則第16条の4、基安発第0802001号通知（平成17年）＞	○ 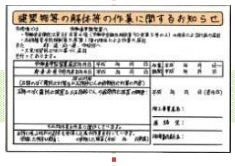	○	○
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 ＜石綿則第15条、第33条、第34条＞	○	○	○
休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 ＜石綿則第28条、第31条＞	○	○	○
作業方法 ＜石綿則第6条、大防則第16条の4＞	隔離養生 前室の設置 HEPAフィルタ付き負圧除じん機/真空掃除機の設置 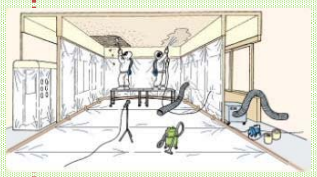		手作業 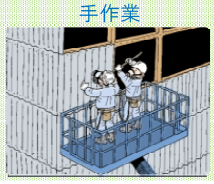
石綿含有建材の湿潤化 ＜石綿則第13条＞	○（薬液等）＜大防則第16条の4＞	○（薬液等）＜大防則第16条の4＞	○
作業場の清掃（毎日） ＜石綿則第30条＞	○（特に隔離養生撤去前）	○（特に隔離養生撤去前）	○
資源の有効な利用確保及び廃棄物の適正処理			
分別解体の実施 ＜建設リサイクル法第9条＞	○（特定建設資材廃棄物（※5）をその種類ごとに分別するため、事前措置を含め当該工事を計画的に施工）		
廃棄物の種類 ＜廃棄物処理法第1条の2＞ ＜廃棄物処理法第2条、規則第7条の2の3＞	「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物）		「石綿含有産業廃棄物」（がれき類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、廃プラスチック類、等）
廃棄物の処理方法 ＜廃棄物処理法第12条、第12条の2、第12条の3＞ 委託契約書の締結 マニフェストの交付 破砕の禁止	表示、こん包等飛散防止、他の廃棄物と区別 ＜廃棄物処理法規則第8条の13、令第6条の5＞ 溶融処理、無害化処理 埋立処分（管理型又は遮断型最終処分場） （固型化、薬剤等による安定化、その他の措置を講じた上で、2重こん包）		他の廃棄物と区別 ＜廃棄物処理法施行令第6条＞ 溶融処理、無害化処理 埋立処分 （一定の場所、覆土）
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	○		△
事前通知、帳簿の備付 ＜廃棄物処理法第12条の2＞			帳簿の備え付け、記載、保存
記録等			
作業環境測定、記録の保管（40年保管）（常時取り扱う屋内作業場、6ヶ月ごとに1回） ＜石綿則第36条＞	○	○	○
作業の記録、保管（40年保管） ＜石綿則第35条＞	○	○	○
帳簿の備付け・記載・保存（5年保存） ＜建設リサイクル法第34条＞	○（但し、石綿等の有無に係わらず、対象建設工事（※6）であれば帳簿の作成・保存が必要）		

※1　黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項
※2　安衛法：労働安全衛生法、石綿則：石綿障害予防規則、大防法(則)：大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(令、則)：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則)、建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
※3　①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート
※4　呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所で石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項
※5　特定建設資材が廃棄物となったもの　　※6　建設リサイクル法の対象となる、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上（①建築物解体：床面積合計80㎡以上　②建築物新築：同500㎡以上

（６）低 NOx 型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン

小規模燃焼機器とは？

大気汚染防止法の規制対象外である小規模の家庭用、業務用の燃焼機器のことで、業務用では未規制のボイラーや吸収冷温水機などがあり、家庭用では給湯機器（湯沸器、ふろがまなど）などがあります。

小規模燃焼機器からの排出ガスは、排出高さが低く、拡散がされにくいため狭い地域での影響を受けやすいことや、居住地域での設備が多く含まれることから、生活の中で受ける影響について、排出量の数字以上に配慮する必要があります。

機器種類	規模[注1]	燃料種類[注2]	推奨ガイドライン値[注3] (ppm)
ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 未満かつ伝熱面積が 10m²未満	ガス	50
		灯油	80
		A 重油	100
吸収冷温水機	燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 未満かつ伝熱面積が 10m²未満	ガス	60
		灯油	80
		A 重油	100
家庭用ガス給湯機のうち以下のもの ・ ガス瞬間形湯沸器（先止式） ・ ガス温水給湯暖房機（給湯機部分） ・ ガス給湯付きふろがま（給湯機部分）	規模要件なし	ガス	60
ガス機関（ＧＨＰに用いられるもの以外）	燃料の燃焼能力が重油換算で 35L/h 未満	ガス	300[注4]
ガスヒートポンプ（ＧＨＰ）	燃料の燃焼能力が重油換算で 10L/h 未満	ガス	100[注5]

注１：重油とガスの換算は、各地域行政が定めた換算係数を使用する。
注２：ガスは都市ガス（１２Ａ/１３Ａ）及びＬＰＧを意味しており、１２Ａ/１３Ａ以外の都市ガスやバイオガスはガイドラインの対象としない。
注３：窒素酸化物濃度は酸素濃度０%換算時の値とする。
注４：ガス機関（ＧＨＰに用いられるもの以外）のガイドライン値は出荷時のＮＯｘ濃度を対象とする。
注５：ガスヒートポンプのガイドライン値は JIS B 8627-1：2006 附属書Ｉに規定する試験方法で試験した結果から算出した１２モード値とする。

推奨ガイドラインに適合した小規模燃焼機器については、下記に示す環境省低 NOx ラベルや環境省低 NOx マークを製品やパンフレットなどにつけることができ、購入の際の参考になります。

環境省低 NOx ラベル

環境省低 NOx マーク

（７）愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱

愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱

第１　目　　的

この要綱は、愛知県の窒素酸化物及び粒子状物質に関する総合的な対策を推進するため、目標、取組内容及び推進体制を定めるものとする。

第２　目　　標

平成 22 年度における窒素酸化物排出量（二酸化窒素換算量）及び粒子状物質排出量（二次生成粒子を含む。）を次に掲げる量とすることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成・維持を図ることを目標とする。

１　窒素酸化物排出量

（１）総排出量　　63,700 トン

（２）自動車からの排出量　　13,200 トン

（３）工場・事業場からの排出量　　29,000 トン

２　粒子状物質排出量

（１）総排出量　　34,200 トン

（２）自動車からの排出量　　5,800 トン※

（３）工場・事業場からの排出量　　24,300 トン

※　自動車からの排出量のうち、自動車の排出ガス分（一次粒子）は 750 トンである。

第３　取組内容

１　自動車対策

「あいち新世紀自動車環境戦略」の推進を基本とし、次に掲げる対策を講ずる。

（１）低公害車の導入促進等

ア　地方公共団体における率先導入、助成・優遇措置の実施、グリーン配送の取組等により、低公害車の導入を促進する。

イ　天然ガススタンドなど低公害車用の燃料供給施設の整備拡充を図る。

ウ　自動車メーカー及び販売店に対して、低公害車の製造・販売の促進を要望する。

エ　自動車メーカー、燃料供給事業者とともに燃料電池車導入に向けた取組を推進する。

オ　省エネルギーに配慮した自動車の開発・普及を促進する。

（２）ディーゼル車の粒子状物質削減の推進

ア　「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法）」に基づき、車種規制の適正かつ確実な実施を図るとともに、新長期規制以降のディーゼル自動車の排出ガス規制の強化を国に要望する。

イ　ディーゼル微粒子除去装置の導入、粒子状物質低減技術の研究開発等の促進によりディーゼル車の粒子状物質排出量の低減を図る。

ウ　不正混和軽油等の使用防止、軽質軽油の導入等燃料品質の改善を促進する。

エ　中心市街地や住宅地への大型ディーゼル車の乗り入れを抑制するよう事業者等に啓発する。

オ　ディーゼル黒煙街頭検査、ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン等の啓発活動を推進する。

（３）交通流円滑化・交通量低減の推進

ア　環状道路、バイパス道路等の幹線道路ネットワークの整備を推進する。

イ　低公害車を利用したカーシェアリングの普及、相乗りの励行等自動車利用方法の改善を促進する。

ウ　共同輸配送、鉄道貨物輸送や内航海運の積極的活用（モーダルシフト）等物流の改善のための取組を促進する。

エ　鉄道と道路等の立体交差事業、交差点の右折レーンの整備等の交差点改良事業等ボトルネック解消のための取組を推進する。

オ　鉄道、バス等の公共交通網の整備、鉄道駅周辺におけるパークアンドライド駐車場の整備等により公共交通機関の利用を促進する。

カ　短い距離の自動車利用を抑制するため、歩道、自転車通行帯、自転車駐輪場の整備を推進する。

キ　自動車から公共交通機関への利用転換を促進するため、自転車の共同利用（レンタサイクル）を促進する。

ク　都市圏の交通渋滞の解消・緩和を図るため、「都市圏交通円滑化総合計画」を推進する。

ケ　有料道路におけるノンストップ自動料金収受システム（ETC）サービス料金所の整備等、高度道路交通システム（ITS）を活用した環境負荷の少ない交通システムの構築を促進する。

（４）環境施設帯の設置等沿道の環境改善対策を推進する。

（５）道路沿道の大気汚染の状況を監視するとともに、ITS を活用したドライバーへの情報提供を促進する。

（６）自動車交通集中地域において、優先的に地域の実情に応じた効果的な自動車環境対策を推進する。

（７）エコドライブの促進

ア　自動車運転免許の取得・更新時におけるエコドライブ教育、メンバーズクラブによる普及啓発等によりエコドライブを促進する。

イ　アイドリングストップ装置付き自動車等エコドライブ対応自動車の普及を促進する。

２　工場・事業場対策

「大気汚染防止法」等法令に基づく規制・指導等を行うほか、次の対策を講ずる。

（１）主要な工場・事業場については、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」を定め、それに基づき指導する。

（２）ディーゼル機関等の内燃機関については、「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」に基づき指導する。

（３）低 NOｘバーナー、二段燃焼法、排ガス再循環燃焼法等の採用による燃焼技術の改善を指導する。

（４）LPG、LNG 等の良質燃料への転換を指導する。

（５）燃料使用量の節減、省エネルギー機器の積極的な導入等省エネルギー対策を指導する。

（６）揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策の推進

ア　「工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針」に基づき、事業者における VOC の計画的な排出抑制を推進する。

イ　低価格で小型の VOC 処理施設及び低 VOC 製品の開発・普及を製造メーカーに要望する。

（７）大気汚染物質除去装置の設置を促進するとともに、適切な維持管理の徹底を指導する。

（８）公害防除施設の整備に対する助成を行う。

３　その他の対策

上記以外に、次の対策を講ずる。

（１）冷暖房温度の適正化、住宅の断熱化、太陽光発電施設の利用促進等の家庭におけるエネルギー対策を推進する。

（２）家庭等への低 NOｘ小型燃焼機器の普及を促進する。

（３）建設工事の施工業者等に対し、環境負荷の少ない建設機械の使用及び工事方法の採用を働きかける。

（４）低 VOC 製品に係るグリーン購入の拡大に努める。

（５）環境に配慮した自動車の使用方法、省エネルギー対策、低 VOC 製品の普及等について、県民・事業者に対する啓発活動や環境教育を積極的に推進する。

（６）大気汚染状況に係る監視測定体制の充実を図るとともに、監視測定データを公表する。

第４　推進体制

この要綱に定める対策を効果的に推進するため、事業者、市町村等で構成する「あいち新世紀自動車環境戦略会議」及び「大気関係政令市連絡会議」を活用するとともに、「揮発性有機化合物排出抑制対策推進協議会」を設置する。

附　則

１　この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

２　愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱（平成７年４月１日）は、廃止する。

（８）工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

第１　趣　　旨

この要領は、愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱第３第２項第１号の規定に基づき、主要な工場・事業場に対し、窒素酸化物排出量の削減を指導するため、必要な事項を定めるものとする。

第２　指導対象ばい煙発生施設

窒素酸化物排出量削減の指導対象となるばい煙発生施設は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第２条第２項に規定するばい煙発生施設であって、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第７号)第26条に規定する大気指定工場等に設置されているものとする。

第３　指導の内容

１　指導対象ばい煙発生施設を昭和58年６月15日から平成18年３月31日までに設置した者及び平成18年４月１日以後に設置しようとする者に対する指導は､次の各号により実施するものとする。

（１）大気汚染防止法施行規則（昭和46年　厚生省　　令第１号）（以下「法施行規則」という。）第５条及び別表第３の２の規定により当該施設に適用される窒素酸化物の排出基準（法施行規則の改正附則の規定により別に排出基準が定められている場合にあっては当該排出基準。以下同じ。）の20パーセント以上の低減を指導する。

通商産業省

ただし、当該施設について上記の指導が行われた場合に削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の窒素酸化物排出量が当該大気指定工場等の他のばい煙発生施設において削減される場合にあっては、この限りではない。

（２）前号の規定にかかわらず、指導対象ばい煙発生施設を設置することに伴い、当該大気指定工場等の既存のばい煙発生施設を廃止する場合にあっては、当該設置施設から排出される窒素酸化物の量が廃止施設から排出される窒素酸化物の量を下回るように窒素酸化物の濃度の低減を指導する。

ただし、当該設置施設に対する指導は、法施行規則第５条及び別表第３の２の規定により適用される窒素酸化物の排出基準の20パーセントの低減を限度とする。

２　指導対象ばい煙発生施設を昭和58年６月15日前に設置したもの（設置の工事に着手した者を含む。）に対する指導は、法施行規則第５条及び別表第３の２の規定により当該施設に適用される窒素酸化物の排出基準の５パーセント以上の低減を指導する。

ただし、当該施設について上記の指導が行われた場合に削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の窒素酸化物排出量が当該大気指定工場等の他のばい煙発生施設において削減される場合にあっては、この限りではない。

附　　則

１　この要領は、平成18年４月１日から施行する。

２　工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領（平成７年４月１日施行）は、廃止する。

ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針

第1　目　　的

この指針は、ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関若しくはガソリン機関を設置している者及び新たに設置しようとする者に対し、これらの施設に係るばい煙の低減対策等を指導するため、必要な事項を定めるものとする。

第2　指導対象施設

この指針の指導対象施設は、愛知県内の工場・事業場に既に設置されている施設及び新たに設置される施設であって次の各号に掲げる施設とする。

ただし、名古屋市内の工場・事業場に係る施設を除く。

１　昭和62年7月13日から平成7年3月31日までに設置された常用の施設であって別表1に掲げる施設（以下「既設指導対象施設」という。）

２　平成7年4月1日以降に設置される常用の施設であって別表2に掲げる施設（以下「新設指導対象施設」という。）

第3　指導内容

１　既設指導対象施設

（１）窒素酸化物排出濃度

別表1に掲げる窒素酸化物排出濃度の指導目標値以下とすること。

なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること。

（２）排出口の高さ

できる限り高くすること。

（３）測定口の設置

ばい煙濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。

（４）使用燃料

ガス、Ａ重油等の良質燃料を極力使用すること。

（５）稼働時間

排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。

稼動時期についても十分配慮すること。

２　新設指導対象施設

（１）窒素酸化物排出濃度

別表2に掲げる指導目標値以下とすること。

なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること。

（２）排出口の高さ

排出口の高さは原則として有効煙突高を15メートル以上とすること。

（３）測定口の設置

ばい煙濃度及び酵素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。

（４）使用燃料

ガス、Ａ重油等の良質燃料を極力使用すること。

（５）燃料採取箇所の設置

液体燃料を使用するものにあっては、燃料の採取が容易にできるよう採取箇所を設けること。

（６）稼働時間

排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。

稼動時期についても十分配慮すること。

附　　則

この指針は、平成７年４月１日から施行する。

改正附則

１　この指針は、平成18年４月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、平成18年９月30日までに設置されるディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり50リットル未満のディーゼル機関が一の事業所に２以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算１時間当たり50リットル以上となるものに限る。）については、この指針の規定は適用しない。

別表１　既設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類	規　　模	指導目標値（単位 ppm）
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
ガスタービン	ガスを専焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
	液体燃料を燃焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	100
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
備考　重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。		

別表２　新設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類	規　　模	指導目標値（単位 ppm）
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 200 リットル以上のもの	200
	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上 200 リットル未満のもの（重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のディーゼル機関が一の事業所に 2 以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上となるものを含む。）	400
ガスタービン	ガスを専焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	35
	液体燃料を燃焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200
ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200

備考　重油以外の燃料の重油換算量は次の方法により算出したものとする。

1　ディーゼル機関及びガスタービンにおける重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。

2　ガス機関及びガソリン機関における重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料 10 リットルは重油 10 リットルに相当するものとして算出する。

（換算式）　重油換算量（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（Nm^3/h）

換算係数＝気体燃料の発熱量（Kcal/Nm^3）÷重油の発熱量（Kcal/L）

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、9600Kcal/L とする。

3　この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

C＝Cs・(21－On) /(21－Os)

C：窒素酸化物の濃度（単位 ppm）

On：ディーゼル機関にあっては 13

ガスタービンにあっては 16

ガス機関及びガソリン機関にあっては 0

Os：排ガス中の酸素濃度（単位%）

Cs：日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）

(10) 工場・事業場に係る揮発性有機化合物排出抑制指針

工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針

第１　目　　的

この指針は、工場・事業場における揮発性有機化合物（以下「ＶＯＣ」という。）の自主的かつ計画的な排出抑制を推進するため、必要な事項を定める。

第２　対　　象

この指針の対象者は、愛知県内で大気中へＶＯＣを排出する工場・事業場を設置する者（以下「事業者」という。）とする。

第３　取組事項

事業者は、ＶＯＣの排出抑制を進めるため、次の事項に取り組むものとする。

１　情報の収集

国、県及び業界団体等が作成する資料の収集、これらの機関が開催するＶＯＣ排出抑制のためのセミナー等への参加によりＶＯＣ排出抑制に資する技術情報、製品情報等を収集する。

２　ＶＯＣ排出実態の把握

ＶＯＣの製造量、使用量及び移動量等から、工場・事業場のＶＯＣ排出実態を把握する。

３　ＶＯＣ排出抑制計画の策定

計画的かつ確実なＶＯＣの排出抑制を図るため、次の項目からなるＶＯＣ排出抑制計画（以下「計画」という。）を策定する。

（１）目標

平成 22 年度における大気中へのＶＯＣ年間排出量

（２）対策の内容

原材料対策、工程管理、施設改善、処理施設設置等、ＶＯＣの取扱い実態に即して、技術的かつ経済的に適切な削減対策

（３）その他

ＶＯＣ年間排出量の算定方法等、事業者が自主的に選定した項目

４　計画の推進

計画で定めた対策の内容を具体化した作業要領の策定､従業員に対する教育･訓練の実施等、計画を推進するために必要な措置を講ずる。

５　ＶＯＣ排出抑制の状況の把握等

対策の実施状況及びＶＯＣ排出実態を把握することにより、計画の進捗状況の把握に努め、必要に応じ計画の見直しを行う。

また、環境報告書等によりＶＯＣ排出抑制の結果の公表に努める。

６　関係機関への協力

ＶＯＣ排出抑制の実績、ＶＯＣ排出抑制技術の実態等の把握を目的として、県等の関係機関が行う調査に協力する。

第４　留意事項

事業者は、次の事項に留意するものとする。

（１）計画は、ＶＯＣ排出実態を把握した結果、排出量の多い代表的な物質について策定するものとするが、併せてＶＯＣ全体についても策定するよう努める。

（２）浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成・維持を図るためには、大気汚染防止法第２条第５項に基づく揮発性有機化合物排出施設からのＶＯＣを排出規制により削減するとともに、それ以外の施設等からのＶＯＣ排出量を、県全体で平成 22 年度に平成 12 年度から概ね 25％削減する必要があることに留意して、計画の目標を設定する。

（３）県民の生活環境の保全等に関する条例第 69 条第１項に基づく特定化学物質等取扱事業者（名古屋市内については、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 48 条第１項に基づく特定化学物質等取扱事業者）は、特定化学物質等管理書（名古屋市内については特定化学物質等適正管理書）に計画の内容を反映させる。

附　則

この指針は平成 18 年４月１日から施行する。

(11) 豊田市の環境を守り育てる条例、規則

豊田市の環境を守り育てる条例

（平成１８年３月３０日 条例第６号）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　地球温暖化の防止等に関する施策（第３条～第１１条）
第３章　自然環境を守り育てるための施策（第１２条～第１５条）
第４章　生活環境を守るための措置
第１節　空き地の維持管理に関する措置（第１６条～第１８条）
第２節　空き缶等の散乱防止に関する措置（第１９条～第２８条）
第５章　公害の防止等に関する施策
第１節　公害の防止に関する施策（第２９条～第３８条）
第２節　化学物質の適正な管理等に関する措置（第３９条～第４１条）
第３節　報告、立入検査及び勧告（第４２条・第４３条）
第６章　環境保全に関する協定（第４４条）
第７章　環境学習の促進に関する施策（第４５条・第４６条）
第８章　雑則（第４７条～第５０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、豊田市環境基本条例（平成８年条例第２７号。以下「基本条例」という。）の基本理念に基づき、市、事業者及び市民（団体等を含む。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的に推進することにより、都市の持続的発展を図るとともに、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）環境の保全　公害その他の自然環境及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る支障を防止し、並びに自然環境及び生活環境を良好な状態に保持し、環境への負荷の低減を図ることをいう。

（２）環境への負荷　基本条例第２条第１号に規定する環境への負荷をいう。

（３）自動車等　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車及び同条第３項に規定する原動機付自転車をいう。

（４）自動車排出ガス　大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）第２条第１４項に規定する自動車排出ガスをいう。

（５）低公害車　自動車排出ガスが発生しない自動車等又はその発生量がより少なく、かつ、低燃費である自動車等をいう。

（６）自然環境　日光、大気、水、土壌、動物、植物等の環境の自然的構成要素及び当該要素が複合したものをいう。

（７）公害　基本条例第２条第２号に規定する公害をいう。

（８）化学物質　人の健康又は生態系に影響を及ぼすおそれがある元素及びその化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

第２章　地球温暖化の防止等に関する施策

（市の責務）

第３条　市は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２条第１項に規定する地球温暖化をいう。）、オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用の促進その他地球環境保全（基本

条例第２条第３号に規定する地球環境保全をいう。）のために必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

２　市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化の防止等について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第４条　市民及び事業者は、日常生活又は事業活動において、地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫黄酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出の抑制に努めるとともに、資源及びエネルギーの消費を抑制し、及び資源の循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下同じ。）の推進に努めなければならない。

２　市民及び事業者は、前条第１項に規定する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市の地球温暖化防止等への取組）

第５条　市は、毎年度、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第２条第１項に規定する環境物品等をいう。）の調達の推進を図るための方針を作成するとともに、当該方針に基づき、物品及び役務の調達を実践するものとする。

２　市は、公共施設の整備及び維持管理に当たっては、率先して環境に配慮するものとする。

（事業者の地球温暖化防止等への取組）

第６条　事業者は、事業活動において、次に掲げる事項を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（１）環境への負荷の少ない物品、燃料等を使用し、及び資源を循環的に利用すること。

（２）省エネルギー、省資源等を推進するための組織的な取組を行うこと。

（３）廃棄物の排出を抑制すること。

（４）新エネルギー（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和５５年法律第７１号）第２条に規定するエネルギーであって、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等をいう。以下同じ。）を率先して導入すること。

（市民の地球温暖化防止等への取組）

第７条　市民は、日常生活において、次に掲げる事項を推進し、エコライフ（環境への負荷の低減を図る等、環境に配慮した生活を行うことをいう。）の実践に努めなければならない。

（１）省エネルギー等を推進するため、省エネ製品（省エネルギーを図るための製品をいう。）を使用し、及び省エネ行動（省エネルギーを図るための各種行動をいう。）を実践すること。

（２）省資源等を推進するため、無駄使いを防止し、及び資源を循環的に利用すること。

（３）廃棄物の排出抑制等を推進するため、環境にやさしい消費行動を実践すること。

（４）新エネルギーを率先して導入すること。

（自動車等の使用等に係る市の責務）

第８条　市は、市民及び事業者が保有する自動車等の小型自動車（道路運送車両法第３条に規定する小型自動車をいう。）又は低公害車への転換、自動車等の合理的な使用、道路環境の改善その他自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、国、県等の関係機関と連携して、環境にやさしい交通施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

（自動車等の使用者等の責務）

第９条　自動車等を使用する者は、自動車排出ガス、二酸化炭素、騒音等（以下「自動車排出ガス等」という。）及び燃料消費の低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

２　自動車等の製造、販売又は整備を業とする者は、市が実施する自動車等から発生する自動車排出ガス等及び燃料消費の低減に関する施策に協力しなければならない。

（低公害車等の購入等の促進）

第１０条　自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車又は自動車排出ガス等の発生量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

（アイドリング・ストップの促進）

第１１条　自動車等を使用する者は、当該自動車等を停車し、又は駐車するときは、樹木等の保護に配慮して停車し、又は駐車するとともに、適時、アイドリング・ストップ（自動車等を停車し、又は駐車したときにおいて、当該自動車の原動機の不必要な稼動をしないことをいう。以下同じ。）を励行するよう努めなければならない。

２　駐車場、自動車ターミナルその他の自動車等が出入りする場所を管理する者は、当該場所に出入りする自動車等を使用する者に対し、アイドリング・ストップの実行について周知するよう努めなければならない。

第３章　自然環境を守り育てるための施策

（市等の責務）

第１２条　市は、自ら多様な自然環境を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による自然環境を守り育てる活動を促進するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

２　市は、国及び県が指定する絶滅のおそれのある野生生物としてレッドデータブックに登載された生物の保全に努めるものとする。

３　市は、自然環境を守り育てるための施策を実施するに当たっては、自然環境について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

４　市民及び事業者は、動植物の生育環境に配慮すること等により、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に守り育てるよう努めなければならない。

（都市の自然を守り育てるための市等の責務）

第１３条　市は、自ら都市における自然を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による都市の自然を守り育てる活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市民及び事業者は、日常生活、事業活動等において緑化等に配慮すること等により、自然が適正に守り育てられるよう努めなければならない。

（外来生物に係る措置）

第１４条　市は、在来する生物及び生態系への外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成１６年法律第７８号）第２条に規定する特定外来生物をいう。）による影響を防止するため、国、県、近隣市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（開発事業等に伴う自然環境への配慮の推進に係る市等の責務）

第１５条　市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を行う事業者が、当該事業の実施に当たり自然環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　開発事業等を行う事業者は、当該事業の実施に伴う自然環境への影響について適正に配慮するとともに、動植物の生育環境を守るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第４章　生活環境を守るための措置

第１節　空き地の維持管理に関する措置

（空き地の所有者等の責務）

第１６条　現に人が使用していない土地（以下「空き地」という。）の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地が、雑草等が繁茂すること等により、ごみ等の不法投棄を誘発し、害虫の発生源となり、又は火災若しくは犯罪発生の遠因その他生活環境に重大な支障がある状態（以下「不良状態」という。）にならないように維持管理しなければならない。

（指導及び助言等）

第１７条　市長は、空き地が現に不良状態にあるとき又は不良状態となるおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

２　市長は、現に不良状態にある空き地の所有者等に対し、当該空き地の不良状態の除去に必要な措置を期限を定めて勧告することができる。

（空き地の活用）

第１８条　市長は、空き地のうち公共的に活用することが効率的であるものについては、その所

有者等に対して、当該空き地の管理を市に委託するよう要請するものとする。

第２節　空き缶等の散乱防止に関する措置

（空き缶等の散乱行為の禁止）

第１９条　何人も、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻等（以下「空き缶等」という。）をみだりに捨てるなどして、散乱させることのないようにしなければならない。

（市の責務）

第２０条　市は、地域の実情に即した空き缶等の散乱の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

２　市は、前項の施策を実施するため、空き缶等の散乱の防止に関する実施計画を策定するものとする。

（事業者の責務）

第２１条　事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

２　容器入りの飲食料を製造し、又は販売する事業者（自動販売機により販売する事業者を含む。以下同じ。）は、空き容器の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

３　容器入りの飲食料を販売する事業者は、規則で定めるところにより、その販売する場所に空き容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

４　たばこを販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

（市民等の責務）

第２２条　市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収容し、環境の美化に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

（印刷物等の配布者等の責務）

第２３条　公共の場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者（以下「印刷物等の配布者等」という。）は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。

２　公共の場所において催しを行った者は、当該催しを行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

（土地占有者等の責務）

第２４条　土地を占有し、又は管理する者（以下「土地占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する場所を清潔に保つよう努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

（空き缶等散乱防止協定）

第２５条　市長は、空き缶等の散乱を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対して、次に掲げる事項について空き缶等散乱防止協定の締結を求めることができる。

（１）空き缶等の散乱の防止についての啓発に関する事項

（２）空き缶等の散乱の防止のための清掃に関する事項

（３）その他市長が必要と認める事項

（犬、猫等の飼い主の責務）

第２６条　犬、猫等の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、当該犬、猫等のふんを放置してはならない。

２　犬、猫等の飼い主は、当該犬、猫等を散歩させるときは、ふんを回収するための容器等を携行し、当該犬、猫等がふんをしたときは、直ちに回収して持ち帰るとともに、これを適正に処理しなければならない。

（指導及び助言）

第２７条　市長は、市民、事業者、公共の場所における印刷物等の配布者等及び土地占有者等が空き缶等の散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第２８条　市長は、第２１条第３項又は第２３条第１項若しくは第２項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

第５章　公害の防止等に関する施策

第１節　公害の防止に関する施策

（燃料の転換）

第２９条　燃料の燃焼によりばい煙（大気汚染防止法第２条第１項及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成１５年愛知県条例第７号。以下「県条例」という。）第２条第１項第３号に規定するばい煙をいう。）を発生させる事業者は、環境への負荷がより少ない燃料に転換するよう努めなければならない。

（低公害小型燃焼機器の設置等）

第３０条　小規模のボイラーその他の燃焼機器（大気汚染防止法第２条第２項及び県条例第２条第１項第４号に規定するばい煙発生施設を除く。以下「小型燃焼機器」という。）を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量のより少ない小型燃焼機器（以下「低公害小型燃焼機器」という。）を設置するよう努めなければならない。

２　市は、低公害小型燃焼機器に関する情報を収集し、当該情報を提供すること等により、低公害小型燃焼機器の普及の促進に努めるものとする。

（光化学スモッグ対策）

第３１条　市は、光化学スモッグ（自動車、工場等から排出される窒素酸化物又は揮発性有機化合物（大気汚染防止法第２条第４項に規定する揮発性有機化合物をいう。以下同じ。）が、光化学反応によりオゾン等の酸化性物質に変化し、白くもやがかかった状態になることをいう。以下同じ。）による健康被害を防止するために必要な施策を実施するものとする。

２　事業者は、光化学スモッグの発生の原因となる揮発性有機化合物の排出抑制に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。

３　市民は、揮発性有機化合物の使用量がより少ない製品の購入及び使用に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。

（石綿を含む建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止）

第３２条　石綿を含む建築物（大気汚染防止法第２条第１２項に規定する特定建築材料が使用されている建築物を除く。）を解体し、改造し、又は補修する者は、当該建築物の解体、改造又は補修に伴う石綿の飛散防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（油の流出及び地下浸透の禁止）

第３３条　油（水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２条第５項に規定する油をいう。以下同じ。）を取り扱う者は、当該油の適正な使用及び処理に努めるとともに、当該油をみだりに公共用水域（同法第２条第１項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）へ流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

２　油を取り扱う者は、その施設において当該油が公共用水域に流出し、又は地下に浸透していないことを定期的に点検しなければならない。

３　公共用水域へ油を流出させた者又は地下に油を浸透させた者（水質汚濁防止法第１４条の２第１項の特定事業場の設置者及び同条第３項の貯油事業場等の設置者を除く。次項において「油流出者等」という。）は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油の流出又は浸透を防止し、及び流出又は浸透した油の回収のために必要な措置を講じなければならない。

４　油流出者等は、前項の措置を講じたときは、速やかにその状況等を市長に届け出なければならない。

５　市長は、前項の規定による届出があった場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、当該油の流出又は浸透の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（排水規制基準）

第３４条　市長は、排水（事業者から当該事業活動に伴って公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）に含まれる物質のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものについて、その排出許容限度に関し、排水規制基準を定めるものとする。

２　事業者（水質汚濁防止法第２条第６項に規定する排出水を排出する者を除く。）は、前項の排水規制基準を遵守しなければならない。

（土壌汚染の状況等の公表）

第３５条　市長は、事業者から土壌又は地下水の汚染に関する報告があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 2 項（同法第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び県条例第 42 条の規定による公表を行うときを除き、当該土壌又は地下水の特定有害物質（同法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（開発事業等に係る環境保全対策）

第３６条　開発事業等を行う者は、当該開発事業等に伴う汚濁水の流出、騒音、振動、粉じん（工事に伴い発生する砂じん等を含む。）、悪臭及びテレビ受信障害の防止に努めなければならない。

２　開発事業等のうちテレビ受信障害のおそれがあるものとして規則で定める事業を行おうとする者は、工事着手前までに、工作物の名称、工作物の所在地その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（監視、測定等）

第３７条　市長は、公害の状況を把握するとともに、公害を防止するための措置等を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備し、これを実施するものとする。

（事業者に対する援助措置）

第３８条　市長は、事業者が行う環境の保全のための施設の設置、改善等に必要な資金のあっせん、技術的な助言等の援助措置を講ずることができる。

第２節　化学物質の適正な管理等に関する措置

（化学物質に関する情報収集等）

第３９条　市は、化学物質が適正に使用されるよう、化学物質に関する情報の収集及び提供、化学物質の適正管理に係る啓発等を行うものとする。

２　化学物質を使用しようとする者は、当該使用する化学物質の性状、人の健康又は生活環境への影響等の情報を事前に把握するとともに、化学物質の使用、管理等を適正に行うよう努めなければならない。

（化学物質の使用量の削減及び転換）

第４０条　化学物質を使用する者は、化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することを抑制するため、化学物質の使用量の削減を図るとともに、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれの少ない物質に転換するよう努めなければならない。

（化学物質に係る事故時の措置）

第４１条　化学物質を取り扱う事業者（県条例第６９条第１項に規定する特定事業者を除く。次項において「化学物質取扱事業者」という。）は、その施設において破損その他の事故が発生し、化学物質が当該施設から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに当該化学物質の排出又は浸透の防止のために必要な措置を講じなければならない。

２　化学物質取扱事業者は、前項の措置を講じたときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の内容を市長に届け出なければならない。

３　市長は、前項の規定による届出があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を

防止するために必要があると認めるときは、事故の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

第３節　報告、立入検査及び勧告

（報告及び立入検査）

第４２条　市長は、公害の防止及び化学物質の適正な管理等に関し、必要な限度において、事業者又は関係人から必要な報告を求め、又はその職員を工場その他の場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第４３条　市長は、第３３条第３項、第３４条第２項又は第４１条第１項の規定に違反する行為が行われたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該違反行為を行った者に対し、期限を定めて、当該おそれを除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第６章　環境保全に関する協定

第４４条　市長は、この条例に定めるもののほか、環境の保全のために必要があると認めるときは、事業者（工場又は事業場を設置しようとする者を含む。）と環境保全に関する協定を締結することができる。

第７章　環境学習の促進に関する施策

（環境学習等の促進）

第４５条　市は、市民及び事業者の自発的な環境学習等を促進するため、環境について学習及び体験をする事業、環境を守り育てるための事業等を企画し、当該事業のための施設及び参加の機会の充実を図るとともに、指導者等の人材育成に努め、環境に関する広報活動を積極的に実施するものとする。

２　事業者は、環境を守り育てる活動を自発的に行うよう努めなければならない。

３　市民は、環境を守り育てるために積極的に環境学習等に取り組むとともに、当該環境学習等を通じて習得した内容を実践するよう努めなければならない。

（市民及び事業者への支援）

第４６条　市は、市民及び事業者に対し、環境を守り育てる活動を行うために必要な助言、物品等の支援措置等を講ずるよう努めるものとする。

第８章　雑則

（公表）

第４７条　市長は、この条例の規定に違反して人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせた者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況を公表することができる。

２　市長は、第４３条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに違反の事実及び当該勧告の内容を公表することができる。

３　市長は、前２項の規定により違反者の氏名又は名称等を公表しようとするときは、あらかじめ、豊田市行政手続条例（平成９年条例第１号）第３章第３節に規定する弁明の機会の付与の手続の例により、相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。

（生活環境に関する苦情の処理等）

第４８条　市長は、生活環境に関して、苦情等が発生したときは、その内容を検証し、必要があると認めるときは、当該苦情を処理するための適切な措置を速やかに講ずるものとする。

２　事業者は、その事業活動により周辺の生活環境が損なわれている旨の苦情があったときは、その内容を検証し、当該苦情に対応する必要があるときは、その責任において誠意をもって対応しなければならない。

（表彰）
第４９条　市長は、環境を守り育てる活動において、顕著な功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。
（委任）
第５０条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。
（豊田市公害防止条例等の廃止）
２　次に掲げる条例は、廃止する。
（１）豊田市公害防止条例（昭和４７年条例第１８号）
（２）豊田市あき地環境保全条例（昭和４７年条例第１９号）
（３）豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例（平成７年条例第４４号）
附　則(平成２２年６月３０日条例第５０号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第35条の改正規定(「第４３条」を「第４２条」に改める部分に限る。)は、平成２２年１０月１日から施行する。
附　則(平成２４年１２月２７日条例第８４号)
この条例は、公布の日から施行する。

豊田市の環境を守り育てる規則

（平成１８年６月３０日規則第４９号）

（趣旨）

第１条　この規則は、豊田市の環境を守り育てる条例（平成１８年条例第６号。以下「条例」という。）第２１条第３項、第３３条第５項、第３４条第１項、第３５条、第３６条第２項、第４１条第３項及び第５０条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（回収容器の設置）

第２条　条例第２１条第３項の規定により設置する空き容器の回収容器（以下「回収容器」という。）は、次に掲げるすべての要件を具備するものでなければならない。

（１）金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

（２）３０リットル以上の容積があること。

（３）販売する容器入りの飲食料の容器の材質に応じ分別回収できるものであること。

２　回収容器は、容器入りの飲食料を販売する場所から５メートル以内で空き容器の回収に支障のない位置に設置しなければならない。ただし、市長が適当と認める位置に設置する場合にあっては、この限りでない。

（油の流出等の状況の公表に係る事項）

第３条　条例第３３条第５項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）氏名（事業者にあっては、当該事業者の名称及び代表者の氏名）、住所（事業者にあっては、事業所の所在地）及び連絡先

（２）油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた場所

（３）公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた油の種類

（４）その他市長が必要と認める事項

（排水規制基準）

第４条　条例第３４条第１項の規則で定めるものは、別表左欄に掲げる物質とする。

２　条例第３４条第１項の排水規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

（土壌汚染の状況等の公表に係る事項）

第５条　条例第３５条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地並びに連絡先

（２）特定有害物質により汚染された土地の場所

（３）調査を実施した年月日

（４）当該土地の汚染の原因となった特定有害物質の名称

（５）その他市長が必要と認める事項

（テレビ受信障害に係る届出）

第６条　条例第３６条第２項の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

（１）地階を除く階数が４以上の建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。第４項において同じ。）を建築する事業

（２）前号に掲げるもののほか、高さ１２メートル以上の工作物を設置する事業

２　条例第３６条第２項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）工作物の設置に係る工事期間

（２）工作物の用途

（３）工作物の高さ及び階数

（４）テレビ受信障害が発生した場合の措置

（５）連絡責任者の氏名及び連絡先

３　条例第３６条第２項の規定による届出は、テレビ受信障害に関する届出書（様式第１号）により行うものとする。

４　前項のテレビ受信障害に関する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）工作物の付近の見取図

（２）机上計算によりテレビ受信障害の予測範囲を示した図面（地階を除く階数が１０以上の建築物を建築する事業に係るものに限る。）

（化学物質に係る事故時の公表に関する事項）

第７条　条例第４１条第３項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地並びに連絡先

（２）化学物質を大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた場所

（３）大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた化学物質の種類

（４）その他市長が必要と認める事項

（立入検査の身分証明書）

第８条　条例第４２条第２項に規定する身分を示す証明書は、豊田市の環境を守り育てる条例第４２条第２項の規定による身分証明書（様式第２号）によるものとする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

（豊田市公害防止規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

（１）豊田市公害防止規則（昭和４７年規則第１４号）

（２）豊田市あき地環境保全規則（昭和４７年規則第１９号）

（３）豊田市空き缶等ごみ散乱防止規則（平成７年規則第５０号）

附　則（平成２３年１２月２８日規則第６４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年６月２９日規則第６３号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表　排水規制基準（第４条関係）

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	排出許容限度
カドミウム及びその化合物	１リットルにつきカドミウム０．１ミリグラム
シアン化合物	１リットルにつきシアン１ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	１リットルにつき１ミリグラム
鉛及びその化合物	１リットルにつき鉛０．１ミリグラム
六価クロム化合物	１リットルにつき六価クロム０．５ミリグラム
砒素及びその化合物	１リットルにつき砒素０．１ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	１リットルにつき水銀０．００５ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	１リットルにつき０．００３ミリグラム
トリクロロエチレン	１リットルにつき０．３ミリグラム
テトラクロロエチレン	１リットルにつき０．１ミリグラム
ジクロロメタン	１リットルにつき０．２ミリグラム
四塩化炭素	１リットルにつき０．０２ミリグラム
１,２－ジクロロエタン	１リットルにつき０．０４ミリグラム
１,１－ジクロロエチレン	１リットルにつき１ミリグラム
シス－１,２－ジクロロエチレン	１リットルにつき０．４ミリグラム
１,１,１－トリクロロエタン	１リットルにつき３ミリグラム
１,１,２－トリクロロエタン	１リットルにつき０．０６ミリグラム
１,３－ジクロロプロペン	１リットルにつき０．０２ミリグラム
チウラム	１リットルにつき０．０６ミリグラム
シマジン	１リットルにつき０．０３ミリグラム
チオベンカルブ	１リットルにつき０．２ミリグラム
ベンゼン	１リットルにつき０．１ミリグラム
セレン及びその化合物	１リットルにつきセレン０．１ミリグラム
ほう素及びその化合物	１リットルにつきほう素１０ミリグラム
ふっ素及びその化合物	１リットルにつきふっ素８ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	１リットルにつきアンモニア性窒素に０．４を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量１００ミリグラム
１，４－ジオキサン	１リットルにつき０．５ミリグラム

備考

１　排出許容限度は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和４９年環境庁告示第６４号）により検定した場合における検出値によるものとする。

２　「検出されないこと。」とは、備考１の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

様式〔省略〕

大気汚染防止に関する規制の手引き

平成２５年１月

発　行　豊田市環境部環境保全課

所在地　〒471－8501
愛知県豊田市西町３丁目 60 番地
電　話　0565－34－6628（直通）
ＦＡＸ　0565－34－6684